



はじめに



特別支援教育が平成 19 年に法制化されたことに伴い、小学校及び中学校に設置された特別支援学級（固定学級・通級指導学級）の果たすべき役割は、増加傾向にある特別支援学級に在籍・利用する児童・生徒への適切な対応、更に通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援など、これまで以上に重要なものとなっています。

特別支援学級は、学校教育法第 81 条の規定に基づき小学校及び中学校に特別に編制された学級であり、教育課程においても小学校及び中学校の教育課程に関するものが適用されます。

しかしながら、特別支援学級は、本来、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために編制された学級であり、通常の学級と同じ教育課程をそのまま適用することは適切ではなく、障害のある児童・生徒の特性にふさわしい教育課程が必要になります。そのため、特別支援学級の教育課程の編成については、学級の実態や児童・生徒の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として、例えば、各教科の目標・内容を、下学年の教科や知的障害特別支援学校の教科の目標・内容に替えたり、障害による学習上又は生活上の困難・克服を目的とした指導の領域である「自立活動」を取り入れたりするなどして、実情に合った教育課程を編成できることが法令等で定められています。

本手引は、こうしたことを踏まえ、各学校の特別支援学級の教育課程が適切に編成・実施されるよう、教育課程の編成の指針を示したものです。本手引が、区市町村教育委員会が定める特別支援学級の教育課程編成指針の基底資料となり、特別支援教育の一層の充実・発展に資するよう願っています。

なお、本手引は、平成 22 年度特別支援教育開発委員会（固定学級部会・通級指導学級部会）委員の御協力を得て作成したものであり、委員長及び委員各位に感謝の意を表します。

平成 23 年 3 月

東京都教育庁指導部長
高野 敬 三

はじめに	1
第1部 特別支援学級（固定学級）の教育課程	5
第1章 教育課程の編成	7
第1節 教育課程の意義	7
第2節 特別支援学級の教育課程	7
第3節 教育課程編成の基本的な考え方	8
第4節 教育課程編成の原則	9
第5節 教育課程編成の手順	9
第6節 教育課程の編成及び実施上の配慮事項	13
第7節 指導計画の作成	21
第8節 小学校知的障害学級における指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い	24
第9節 中学校知的障害学級における指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い	26
第10節 教育課程の評価	28
第2章 参考となる特別支援学校の教育課程と指導計画	30
第1節 知的障害の特徴及び学習上の特性等	30
第2節 指導の内容と形態	31
第3節 自立活動の取扱い	35
第4節 知的障害特別支援学校の各教科	35
第5節 知的障害特別支援学校小学部の生活科の意義	36
第6節 教科別の指導	37
第7節 領域別の指導	37
第8節 各教科等を合わせた指導	38
第9節 自閉症の障害特性に応じた指導について	42
第10節 特別支援学級における自閉症の教育課程及び自立活動の取扱いについて	45
第3章 肢体不自由学級、病弱学級及び自閉症・情緒障害学級の教育課程と指導計画	46
第1節 肢体不自由学級	46
第2節 病弱学級	47
第3節 自閉症・情緒障害学級	49
第4章 道徳	51
第1節 道徳教育の基本的事項	51
第2節 道徳教育の内容	52
第3節 障害の特性に応じた指導計画の作成	52
第4節 障害の特性に応じた配慮事項	52
第5章 外国語活動	55
第1節 指導内容の精選などによる配慮事項	55
第2節 自立活動の指導との関連	55

第3節	指導計画作成の留意点	56
第6章	総合的な学習の時間	57
第1節	授業時数	57
第2節	特別支援学級での展開の形態	57
第3節	障害の特性に応じた配慮事項	58
第4節	生活単元学習との関連	58
第7章	特別活動	59
第1節	授業時数	59
第2節	交流及び共同学習の推進	59
第3節	特別活動と各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、自立活動、 総合的な学習の時間等との関連	60
第4節	障害の特性に応じた配慮事項	60
第8章	自立活動	61
第1節	自立活動の目標及び内容	61
第2節	指導計画の作成と内容の取扱い	63
第3節	特別支援学級における自立活動の取扱い	65
第9章	交流及び共同学習	66
第1節	交流及び共同学習のねらい	66
第2節	交流及び共同学習の方法	67
第3節	交流及び共同学習の計画・実施に当たっての留意事項	67
第4節	指導体制の整備	69
第10章	個別の教育支援計画	71
第1節	個別の教育支援計画の目的	71
第2節	個別の教育支援計画の作成の手順	71
第3節	個別の教育支援計画の評価	72
第4節	個人情報取扱いの留意点	72
第11章	個別指導計画	74
第1節	個別指導計画の作成の手順	74
第2節	個別指導計画の評価	75
第3節	個人情報の取扱いの留意点	76
資料編		78
資料I	複数の担任での効果的な指導事例	79
第1節	複数担任による指導の工夫	79
第2節	指導の展開例	82

資料Ⅱ 特別支援学級（固定学級）のQ & A	93
第2部 通級による指導の教育課程	99
第1章 通級による指導の教育課程の編成	101
第1節 「通級による指導」とは	101
第2節 特別な教育課程の編成と通級による指導の対象	101
第3節 通級による指導の対象となる障害の程度	102
第4節 通級による指導の指導時数	106
第5節 他校通級について	107
第2章 教育課程編成上の留意事項	108
第1節 個別の教育支援計画	108
第2節 個別指導計画	108
第3節 通級による指導の授業時数の取扱い	112
第4節 通級による指導の開始・終了	112
第5節 指導内容等	113
第6節 通級による指導の記録と指導要録への記載	113
第7節 在籍校と通級指導学級の連携協力	113
第8節 他の設置者の設置する学校で通級による指導を行う場合	114
第3章 自立活動	115
第1節 自立活動とは	115
第2節 自立活動の目標	115
第3節 自立活動の内容	116
第4節 通級による指導で指導する自立活動の内容	117
資料編	142
資料Ⅰ 通級による指導における実践例	144
資料Ⅱ 通級指導学級の学級経営 Q & A	164
資料Ⅲ 関係法令・通知	173

用語の表記について

○知的障害学級、肢体不自由学級、病弱学級及び自閉症・情緒障害学級は、知的障害特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、病弱特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の略である。

○知的障害特別支援学校は、「知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校」の略である。

○個別指導計画は、特別支援学校学習指導要領に示されている「個別の指導計画」のことである。

第 1 部 特別支援学級(固定学級)の教育課程

第1章 教育課程の編成

第1章 教育課程の編成

第1節 教育課程の意義

学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童・生徒の心身の発達や各学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。編成に当たっては、教育基本法、学校教育法、教育委員会の規則を始めとする教育課程に関する法令等に従い、各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の目標やねらいの実現を目指していく。

特別支援学級の教育課程は、学校が編成する教育課程の一つであり、各学級における教育活動の根幹となる教育計画として、最も重要な意義を持つ。各学級においては、児童・生徒の障害の状態及び発達段階や特性並びに地域や学校・学級の実態等を考慮して、教育目標の設定及び教育内容の選択を行い、授業時数を定め、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、創意工夫を生かした特色ある教育活動を組織していく必要がある。

第2節 特別支援学級の教育課程

1 特別の教育課程

特別支援学級は、学校教育法第81条の規定に基づき特別に編制された学級であるが、あくまでも小学校又は中学校に設置された学級である。したがって、特別支援学級の教育課程に関する法令上の規定は、小学校又は中学校の教育課程に関するものが適用される。

しかしながら、特別支援学級は、本来、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために編制された学級であり、通常の学級と同じ教育課程をそのまま適用することは適切ではなく、障害のある児童・生徒の特性にふさわしい教育課程が必要である。

特別支援学級の教育課程の編成については、学校教育法施行規則第138条に次のように規定されている。

○学校教育法施行規則第138条

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校学

習指導要領解説において、「学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。」と述べられており、中学校学習指導要領解説においても同様の記述がある。

このことから、特に知的障害学級の場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領における知的障害特別支援学校に関する部分を参考とすることが望ましい。

2 特別の教育課程による場合の届出

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に基づき、設置者の管理機関である教育委員会が所管の学校の教育課程に関する管理権を有していることを定めている。したがって、特別支援学級で特別の教育課程による場合、該当小学校又は中学校は、その特別の教育課程を区市町村教育委員会の方針に基づきあらかじめ届け出なければならない。

第3節 教育課程編成の基本的な考え方

小学校又は中学校に設置される特別支援学級の教育課程は、通常の学級の教育課程と同様に、教育基本法及び学校教育法その他の法令、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び区市町村教育委員会が定める規則や教育課程編成基準に基づいて編成される。

したがって、区市町村教育委員会が特別支援学級の教育課程編成基準を独自に定めている場合には、それに従い編成される。

また、その編成に当たって特別支援学校小学部学習指導要領、中学部学習指導要領及び「東京都立特別支援学校小学部教育課程編成基準・資料」（平成22年3月）、「東京都立特別支援学校中学部教育課程編成基準・資料」（平成22年3月）を参考にすることができる。編成の主体は学校であることから、教育課程は、学校の長である校長の責任の下で、学校の組織を生かし、全教職員の協力によって編成されなければならない。

小学校及び中学校では、教育活動を進めるに当たり、各学校において、児童・生徒に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学

習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努める必要がある。その際、児童・生徒の発達の段階を考慮して、児童・生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童・生徒の学習習慣が確立するよう配慮していくことが必要である。

第4節 教育課程編成の原則

小学校の特別支援学級の教育課程の編成に当たって参考にすることができる「東京都立特別支援学校小学部教育課程編成基準・資料」（平成22年3月）においては、教育課程編成の原則として次のことが示されている。中学校の特別支援学級においても同様である。

- (1) 教育基本法及び学校教育法その他の法令及び学習指導要領に示すところに従うこと
- (2) 児童の障害の実態及び発達の段階や特性等を配慮すること
- (3) 地域や学校の実態を配慮すること

* 詳細については「東京都立特別支援学校小学部教育課程編成基準・資料」「東京都立特別支援学校中学部教育課程編成基準・資料」（平成22年3月）を参照

第5節 教育課程編成の手順

1 教育課程の編成に対する学校及び特別支援学級の基本方針を明確にする。

学校及び特別支援学級として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし、校長を中心に担任間及び学校内で共通理解を持つ。

2 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。

- (1) 教育課程についての国の基準や東京都及び区市町村教育委員会の規則などを研究し、理解する。
- (2) 児童・生徒の障害の状態及び発達の段階や特性並びに、地域や学校及び特別支援学級の実態等を把握する。その際、保護者及び地域住民の意向等を把握することに留意する。
- (3) 現行の教育課程を評価し、その改善点を明確にする。その際、児童・生徒の学習状況や反応などに留意する。

3 特別支援学級の教育目標を設定する。

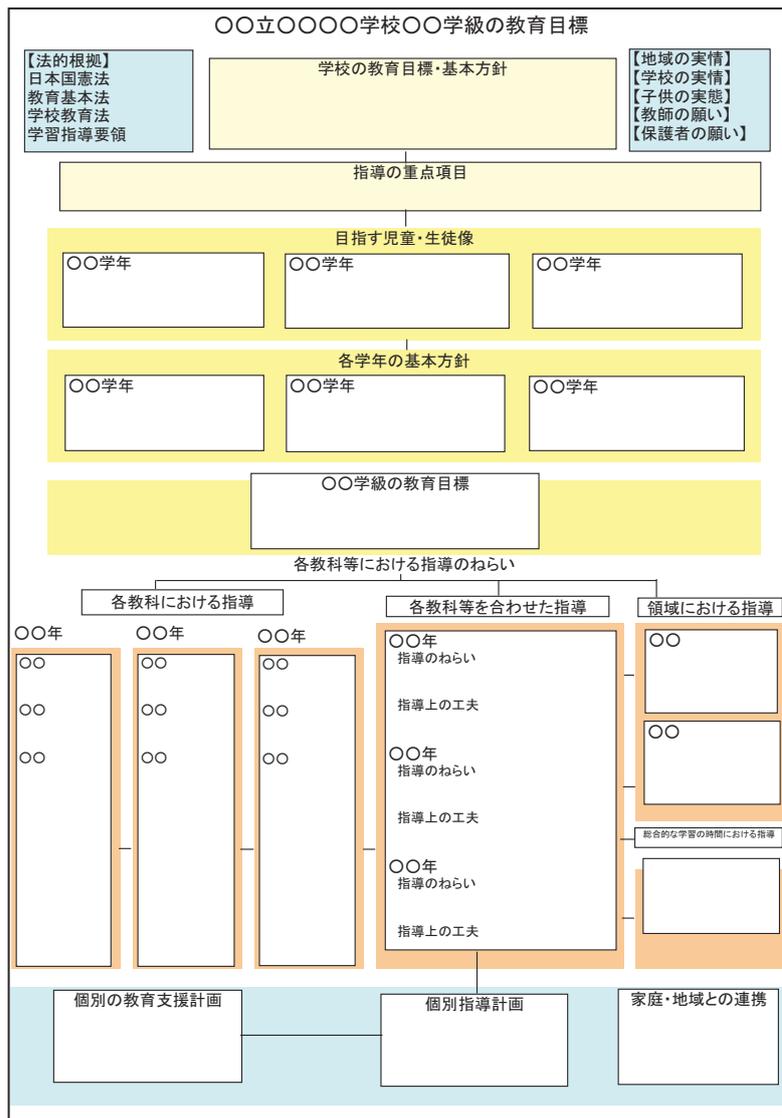
事前の研究や調査の結果を検討し、学校教育の目的や目標に照らして、それぞれの学校や特別支援学級の教育課題を正しく捉えた上で、それに対応した具体的な強調点や留意点を明らかにした教育目標を設定する。特別支援学級の教育目標

を設定するに当たっては次のような要件を準備する必要がある。

- (1) 法律等に定められた学校教育の目的や目標の達成を前提とするものであること。
- (2) 学習指導要領に示す各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の目標やねらいを前提とするものであること。
- (3) 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- (4) 児童・生徒及び地域や学校、特別支援学級の実態に即したものであること。
- (5) 学校の教育目標等を十分に踏まえたものであること。
- (6) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- (7) 評価が可能な具体性を有すること。

学校の教育目標と特別支援学級における教育目標及び各教科等との関係を図式化して示すと、次のとおりである。

学校の教育目標と特別支援学級における教育目標等の関係の図式化の例



4 指導内容を選択する。

- (1) 指導内容について、基礎的・基本的なものを明確にする。
- (2) 特別支援学級の教育目標の達成を図るため、重点を置くべき指導内容を明確にする。
- (3) 各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、個に応じた指導を推進するよう配慮する。
- (4) 特別支援学級の教育活動全体を通じて行う道徳、体育・健康に関する指導及び自立活動の指導について、適切な指導がなされるよう配慮する。
- (5) 地域や学校、児童・生徒の実態に応じて特別支援学級が創意を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるよう配慮する。
- (6) 指導内容に取り上げた事項のまとめ方や重点の置き方を検討する。

5 指導内容を組織する。

- (1) 各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、各教科等の間の指導内容相互の関連を明確にする。
- (2) 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。
- (3) 知的障害学級において、各教科等の内容の全部又は一部を合わせて授業を行う場合には、内容相互の関連や系統性について配慮する。

6 授業時数を配当する。

(1) 年間の授業時数

特別支援学級の各学年における各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動に限り、学級給食に係るものを除く。）及び自立活動（以下「各教科等」という。）の総授業時数は、小学校・中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。

各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとするが、その際、特に次の点に留意する。

ア 授業時数を適切に配当した教育課程を編成するとともに、その実施に当たっても、実際に必要な指導時間を確保するよう、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど、その状況等について自ら点検及び評価を行い、改善に努める必要がある。

イ 総合的な学習の時間の授業時数は、児童・生徒の障害の状態や発達段階を考慮して、各学級で適切に定めるものとする。

ウ 自立活動の時間に充てる授業時数は、児童・生徒の障害の状態に応じて各学級で適切に定めるものとする。

エ 特別活動のうち、児童会・生徒会活動及びクラブ活動、学校行事及び特別支

援学級の行事として設定するものについては内容に応じ、年間、学期ごと月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

(2) 1日の時程

1日の時程は、児童・生徒、学校・特別支援学級及び地域の実態に応じて、児童・生徒が充実した学校生活を送れるよう考慮して定めなければならない。

(3) 授業の1単位時間

各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は小学校45分、中学校50分とするが、各学年の年間総授業時数を確保しつつ、児童・生徒の障害の状態や発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学級において適切に定めるものとする。その場合には、次の条件を満たすことが必要である。

ア 各教科等の特質に応じ、教育効果を高めることができること。

イ 各教科等の年間総授業時数を確保すること。

ウ 学級の管理運営上支障を来たさないよう、教育課程全体にわたって検討すること。

エ 学校の1単位時間の設定と関連を持たせること。

オ 適切な計画の下に実施するものであること。

(4) 年間の授業週数

年間の授業時数は、児童・生徒の負担や教育効果などの点を考慮し、週当たりの授業時数として適切に配当する。

(5) 週の授業時数

週の授業時数は、学校教育法施行規則第51条別表第1及び第73条別表第2に示された授業時数を標準とする。ただし、児童・生徒の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも考えられる。

各特別支援学級においてはこの規定を踏まえ、地域や学校及び児童・生徒の実態等を考慮し、必要な指導時間を確保するため、適切な週にわたって各教科等の授業を計画するものとする。

(6) 時間割の弾力的な編成

各特別支援学級においては、児童・生徒の学習や生活リズムの形成、教育課程編成上の利便の観点から、週単位で固定した時間割で教育課程を編成し、学習する方がより効果的・効率的であると考えられる。しかしながら、各学校及び特別支援学級の工夫の一つとして、時間割を年間で固定するのではなく、地域や学校、児童・生徒の実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に組み替えることができる。

(7) 授業時間の弾力的な設定について

授業の1単位時間を分割し、複数回の授業を合わせて1単位時間と見なす、いわゆる授業時間を弾力的に設定する場合においては、学校全体の教育計画と関連させながら、特別支援学級においても適切な授業計画を立てる必要がある。また、このこととは別に、特別支援学級では、中・重度の知的障害や自閉症の児童・生徒が学校生活の流れに見通しを持ちやすくするために、毎日の時程の中に授業時間を弾力的に設定し、週時程を带状にしている学校もある。

授業時間を弾力的に設定し指導する場合においても、必ず教員が指導し、指導計画に基づき進めることが必要である。また带状の週時程については、学級の児童・生徒の実態を十分把握し、学級の児童・生徒の発達段階や障害の状況に応じて適切に編成することが重要である。

また、特別支援学級においても、通常の学級の時間割で効果的に学習できるようにしていくことが望ましい。

第6節 教育課程の編成及び実施上の配慮事項

特別支援学級の教育課程の編成及び実施に際しては、学校としての教育課程編成及び実施上の配慮事項の他、次の点に配慮して行うことが重要である。

1 個に応じた指導など指導方法の工夫改善

特別支援学校学習指導要領においては、児童・生徒の発達の段階を考慮しつつ、知・徳・体の調和のとれた育成を重視することが示されている。また、障害のある児童・生徒については、個々の児童・生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが重要である。

特別支援学級では、一人一人の児童・生徒の障害の状態及び発達の段階や特性などを十分把握し、適切な指導目標を設定し、指導内容や指導方法を工夫する。その際、学習活動を効果的に行うために、個別指導を重視するとともに、必要に応じて指導形態や集団の構成を工夫し、複数の教職員による指導体制を整え指導等を行う。

さらに、特別支援学級の教育活動全体を通じて、児童・生徒の実態に即した指導を推進するために個別指導計画を作成することが必要である。個別指導計画とは、個々の児童・生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標、指導内容を明確にした指導計画である。個別指導計画の作成・実施・評価・改善に当たっては、本編第1部第11章「個別指導計画」を参考とする。

2 自立活動の指導の充実

自立活動は児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うために重要なものである。特別支援学校学習指導要領（平成21年3月告示）では、新たに「人間関係の形成」が加えられ、以下

の6区分となった。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 健康の保持 | (4) 環境の把握 |
| (2) 心理的な安定 | (5) 身体の動き |
| (3) 人間関係の形成 | (6) コミュニケーション |

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて、適切に行う必要がある。自立活動の指導計画の作成・実施・評価・改善に当たっては、本編第1部第8章「自立活動」を参考とする。

3 「各教科を合わせた指導」と「各教科等を合わせた指導」

(1) 各教科を合わせた指導を行う場合

学校教育法施行規則第130条第1項は「特別支援学校の小学部、中学部、又は高等部においては、特に必要がある場合は、第126条から第128条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第3及び別表第5に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と定めている。小学校における各教科とは、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（知的障害特別支援学校の場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育）とする。また、中学校における各教科とは、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（知的障害特別支援学校の場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭）とする。

なお、学校教育法施行規則第53条の規定（「小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。」）や、特別支援学校小学部学習指導要領第1章総則第2節第4.1.(4)には、小学部における合科的・関連的な指導の規定があることにも留意する必要がある。

(2) 各教科等を合わせた指導を行う場合

学校教育法施行規則第130条第2項は、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と定めている。

これは、上記(1)が各教科を合わせて指導を行うものであるのに対し、(2)は、道徳、外国語活動（小学校のみ）、特別活動及び自立活動をも合わせて指導を行うことができるようにしている。

4 児童・生徒の言語環境の整備と言語活動の充実

特別支援学校学習指導要領（平成21年3月）の改訂においては、言語活動の充実が

重視されている。言語に関する能力は、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図るための学習活動の基盤となる。さらに言語は、論理的思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあるため、豊かな心を育む上でも、各教科等において言語活動を充実させることが大切である。

このため、各特別支援学級において児童・生徒が日常生活における言語の役割や機能などについて意識や関心を持ち、正しく美しい国語を用いるように指導していくためには、教師自身が言語に対する意識と関心を持つことが必要である。さらには、学校生活全体における言語環境を十分に整えておくことが大切である。

なお、言語活動が活発に行われるようにするためには、児童・生徒の障害の状態等に応じて、適切なコミュニケーション手段の選択・活用に留意することも必要である。

5 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進

生涯にわたる学習の基礎を培うためには、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とともに、それらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等の育成を重視した教育を行うことが必要である。また、このような資質や能力を育成するために、体験的な学習や基礎的・基本的な知識・技能を活用した問題解決的な学習を充実させることは、主体的に学習に取り組む能力を身に付け、学ぶことの楽しさや成就感を体得させる上で有効である。

そのためには、各特別支援学級においては、指導計画に適切に位置付けるとともに、教材、指導形態、1単位時間や授業時間の運用などに創意工夫を加え、これらの学習を積極的に取り入れることが望まれる。

なお、学習を展開するに当たっては、学習の内容と児童・生徒の障害の状態及び発達の段階に応じて安全への配慮を十分に行わなければならない。

6 生活指導及びキャリア教育の充実

教師と児童・生徒の信頼関係及び児童・生徒相互の好ましい人間関係を育てるために、日頃の人間的な触れ合いに基づきめ細かい観察を基本に、広い視野から児童・生徒理解を深め、生活指導や進路指導を中核とするキャリア教育の充実を図ることが大切である。

(1) 生活指導の充実

生活指導は、全ての児童・生徒のよりよい発達を目指すとともに、学校生活が全ての児童・生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる児童・生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

また、一人一人の児童・生徒が集団の一員として、安心して自分の力を発揮できるよう、児童・生徒に自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任を持って行動できる能力を培うことが大切である。

特に、思春期を迎える時期の児童・生徒は、生活環境の急激な変化を身近に感じている。教師はその不安や悩みに目を向け、児童・生徒の内面に対する共感的理解を持って児童・生徒への理解を深め、学級を一人一人の児童・生徒にとって存在感を実感できる場としてつくり上げることが大切である。

生活指導は、全教職員の共通理解を図り、学校全体として協力して進めることが大切である。また、地域懇談会や関係機関等と交流と連携を深めるなど、日頃から生活指導の充実に取り組む必要がある。

(2) キャリア教育の充実

特別支援教育は、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、行われるものである。そのための望ましい「勤労観」「職業観」の育成には、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校高等部や様々な関係機関が連携しながら、学校の教育活動全体を通して、キャリア教育を系統的に展開していくことが求められている。

特別支援学級においても、教育活動全体を通じて、児童・生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択決定していくことができるように、計画的、組織的な進路指導を行うことが大切である。

小学校においては、児童一人一人に望ましい勤労観・職業観を育てるために、小学校5、6年生から就業体験を発達段階に応じて位置付け、実施するなどして、キャリア教育の推進を図るための教育計画面での工夫が必要である。

中学校においては、進路指導が、生徒の生き方の指導であることを踏まえ、生徒の意欲や努力を重視することが重要である。さらに、進路指導が生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の中核として重要な役割を果たすものであること、学ぶ意義の実感にもつながることを踏まえて指導することが大切である。

各学校は、校内の組織体制を整備し、教員相互に連携を図りながら協力して指導に当たること、家庭や地域、労働、福祉など関係諸機関等と連携を取りながら教育活動全体を通じ計画的、組織的、継続的な指導を行うことが重要である。

7 課題選択や自己の生き方を考える機会の充実

児童・生徒が、自分の特徴に気付き、自分らしい生き方を実現していくためには、知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等や主体的に学習に取り組む態度を育成する必要がある。そのためには、学校の全教育活動を通じて、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、これらの活用を図る機会を充実させることが大切である。その際、生活体験や興味・関心を基に課題を見付け、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるように配慮し、課題選択能力や解決能力を育てる指導を工夫する必要がある。

また、中学校では、学校生活における生徒一人一人の自己実現を進めていく観点から、ガイダンスの機能の充実を図ることが重要である。ガイダンスの機能の充実を図ること

は、全ての生徒が学校や学級の生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにするとともに、選択や決定、主体的な活動に関して適切な指導・援助を与えることによって、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てる上で、極めて重要な意味を持つ。中学校学習指導要領第5章特別活動の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1. (3)において「学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう[学級活動]等の指導を工夫すること。特に中学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標を持って、生活できるよう工夫すること。」とあり、特別活動における配慮をはじめ、各教科等でもその機能を生かすなど、学校の教育活動全体を通じてガイダンス機能の充実を図っていくことが大切である。

8 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

各教科等の指導に当たっては、児童・生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することが重要である。具体的には、授業の冒頭に学習の見通しを児童・生徒に理解させたり、授業の最後に児童・生徒が学習した内容を振り返る機会を設けたり、といった取組の充実や児童・生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり、学習した内容を振り返って復習したり、といった習慣の確立などを図ることが重要である。これらの指導を通して、学習意欲を向上させ、学習内容の確実な定着を図り、思考力・判断力・表現力等を育成する必要がある。

9 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導

海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒の受入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該児童・生徒が自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図ることができるように配慮していく必要がある。

また、外国での生活や外国の文化に触れた体験を、本人の各教科等の学習に生かすとともに、他の児童・生徒の学習にも生かすようにし、相互啓発を通じて、互いに尊重し合う態度を育て、国際理解を深めるとともに、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成することが大切である。その際、児童・生徒や学校の実態等に応じて適宜工夫することが必要である。

小学校では、例えば、外国語活動などにおいて、外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりする国際理解などに関する体験的な学習活動を進める際には、それらの生活経験等を積極的に生かすことができる。

中学校の場合は、外国語科のほか、例えば社会科や音楽科などの教科や道徳、総合的な学習の時間での学習活動及び特別活動における学校行事などが考えられるが、生徒や学校の実態等に応じて適宜工夫することが必要である。

10 情報教育の充実、コンピュータ等の教材・教具の活用

社会の情報化の進展に伴い、児童・生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなど

の情報手段に慣れ親しみ、適切に活用できるようにするとともに情報モラルを確実に身に付けさせる指導を行うことが大切である。

児童・生徒の学習を効果的に進めるため、障害に応じたICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）機器を配備し、ICT機器を活用した授業改善を積極的に進めていくことが重要である。児童・生徒の障害の状態等に応じてコンピュータ等の教材・教具を創意工夫するとともに、情報セキュリティの確保などに十分配慮して活用しやすい学習環境を整えていく必要がある。

11 学校図書館の活用

学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、児童・生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と豊かな感性や情操を育む読書センターとしての機能を発揮することが求められる。

このような観点に立って、児童・生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、多様な指導の展開を図ることが大切である。そのため、各教科等のみならず、学校の教育活動全体を通じ、学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。

12 指導の評価と改善

評価に当たっては、児童・生徒の実態に応じた多様な学習を促すことを通して、主体的な学習の仕方が身に付くよう配慮するとともに、児童・生徒の学習意欲を喚起するように指導することが大切である。

評価の方法は、指導内容や児童・生徒の特性に応じて、評価の場面や方法を工夫する必要がある。特に、目標に準拠した評価を重視し、児童・生徒一人一人のよい点や可能性などの多様な側面、学習状況の様子などを把握し、学期や学年にわたって児童・生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にする。学習の過程の適切な場面で評価を行うことや、教師による評価とともに、児童・生徒による自己評価を工夫することも大切である。

13 学校医等との連絡

特別支援学級に在籍する児童・生徒の障害の程度が重度・重複化、多様化してきていることから、児童・生徒の保健及び安全について留意することが極めて重要である。そのために、養護教諭や学級担任を始めとした児童・生徒に日常接する教職員の絶えざる観察と情報交換が必要である。また、体育科や学級活動、自立活動での指導においては、養護教諭等を中心とした学校全体の保健及び安全の指導体制づくりや学校医等関連医療機関との連絡体制の組織化が必要である。

14 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習という名称は平成16年に一部改正された障害者基本法第14条第3項で初めて示された。

○障害者基本法第14条第3項

国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

この法改正の後、平成17年の中央教育審議会答申において交流及び共同学習の促進が提言され、今回の学習指導要領において明確に位置付けられた。

これまでも、特別支援学級では「交流教育」あるいは「交流学習」といった名称で、特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒や地域の人々などが、学校教育の一環として活動を共にしてきた実績がある。「交流及び共同学習」という名称には、障害のある者と障害のない者との活動には、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいを達成する共同学習の側面とがあり、その両方の側面を一体的に捉えながら、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指す重要な理念が含まれていることに留意する。

交流及び共同学習の実施に当たっては、関係者が互いにその必要性、意義等について十分に理解し合うことが大切である。障害のある児童・生徒だけでなく、障害のない者にとっても、極めて有意義な活動であり、両者の成長につながることを共通理解する必要がある。また、様々な活動を効果的かつ円滑に進めるためには、実施する両方で役割分担し、綿密な打合せを実施し、参加者を対象とした事前学習を実施するなどの工夫が必要である。

なお、これまで特別支援学級において「交流教育」の名称で実践されてきた、特別支援学級間や、特別支援学級と特別支援学校との交流活動は、障害のある児童・生徒相互の活動であるが、その内容は、障害のない児童・生徒との活動への橋渡しをするものとして位置付けを見直し、交流及び共同学習へと発展・充実させていく必要がある。

15 校内の特別支援教育に関する分掌組織との連携

東京都では、特別支援教育の体制整備を図るため、全ての小学校及び中学校において、特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、校内委員会が設置されている。特に、特別支援学級設置校では、特別支援学級担任が校内の特別支援教育の専門部署等として、校内委員会等へ様々な支援や助言を行うことが重要である。

また、特別支援学級設置校では、特別支援教育推進委員会、交流教育推進委員会等の名称の分掌組織がある場合がある。このような部署を活用し、校内委員会において通常の学級の担任の意見を積極的に取り入れながら、特別支援学級と学校全体の教育課程との整合性を図り、交流及び共同学習を年間指導計画に適切に位置付けていくことが重要である。

16 個別の教育支援計画の作成

個別の教育支援計画は、教育関係者のみならず、家庭及び地域や医療、福祉、保健並びに労働等の様々な機関が協力し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて適切な指導と必要な支援に生かすために作成される。

作成に当たっては、関係機関等がそれぞれの役割分担の下、多面的な児童・生徒についての実態把握や情報収集を行い、必要とされる支援の目標や内容を決定していく。計画を作成した後は、学校と関係機関等とが連携して、個別の教育支援計画に記述された目標や内容、支援状況やその成果等について、適宜、評価し改善を行うことにより、より適切な指導と必要な支援が実施できるようにすることが大切である。その際、関係者間で一人一人の児童の実態等を的確に把握したり、共通に理解したりできるようにするため、国際生活機能分類（ICF）の考え方を参考とすることも有効である。また、一人一人の教育ニーズに応じて連携する相手や内容・方法を工夫することが大切である。

なお、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、個人情報等の保護に十分留意することが求められる。また、個別の教育支援計画と関連するものに個別指導計画があるが、それぞれ作成する目的や活用する方法には違いがあるのでそのことに留意して、相互の関連性を図ることに配慮する必要がある。個別の教育支援計画の作成・実施・評価・改善に当たっては、本編第1部第10章「個別の教育支援計画」を参考とする。

17 部活動の意義と留意点

中学校において、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感^{かん}の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意する。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など、運営上の工夫を行うようにする。

また、特別支援学級の生徒が部活動に参加するに当たっては、生徒の障害の状態に応じて、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

18 特別支援教育に関する地域の専門機関としての役割

これまで特別支援学級として行ってきた就学相談等の役割に加え、以下の役割を学校及び特別支援学級として組織的に推進していく。この推進によって、在籍する児童・生徒に対する教育を今後一層充実させるとともに、それぞれの地域の実態を適切に把握して、必要とされる地域の専門機関としての機能の充実を図っていくことが必要である。

(1) 他の特別支援学級や特別支援学校、地域の小・中学校等との連携

地域の幼稚園・保育所、小・中学校等の要請に応じ、①小・中学校等の教師への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障害のある児童・生

徒への指導・支援機能、④福祉、医療、労働等の関係機関等との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教師に対する研修協力機能、⑥障害のある児童・生徒への施設・設備等の提供機能等を発揮し、他の特別支援学級や特別支援学校、地域の小・中学校等に在籍する障害のある児童・生徒の指導・支援の充実を図る。

(2) 保護者等に対して

保護者等に対して、障害のある児童・生徒にとって必要な教育の在り方や見通しについての情報を提供するなどして、特別支援教育についての理解を促す。

(3) 特別支援教育の地域の専門機関としての役割

在籍する児童・生徒に対する教育の充実とともに、それぞれの地域の実態を適切に把握して、地域の専門機関としての機能の充実を図り、特別支援学級の専門性を生かした指導や支援を進めていく。特別支援教育推進のために、地域の学校等の特別支援教育コーディネーターや関係機関との連携及び地域支援を推進する。また、交流及び共同学習の充実を図る。

(4) ネットワークの形成

教育相談所等の教育機関、児童相談所等の福祉機関、病院等の医療機関などとの連携協力を図り、ネットワークを形成し適切な役割を果たす。

第7節 指導計画の作成

指導計画は、各教科等のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた、より具体的な計画である。また、個人別に指導目標、指導内容、配慮事項などを定めた個別指導計画がある。

指導計画には、年間や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

特別支援学級においては、小学校、中学校、特別支援学校学習指導要領第1章総則及び第2章以下の各章に示された指導計画の作成に関する配慮事項などを参考とし、地域や児童・生徒の実態を考慮して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。

1 年間指導計画作成の手順

(1) 年間指導計画作成の手順の明確化

ア 特別支援学級の指導目標を明確にする。

特別支援学級の指導目標に基づき、各教科等の指導内容を、明確にする必要がある。その際、系統的、発展的な目標となるよう配慮する。

イ 指導内容の重点化を図る。

指導目標を達成するためには、各教科等の指導内容の重点化を図り、児童・生徒の主体的な学習が展開されるようにすることが大切である。その際、特

に次の諸点に留意する。

(ア) 各教科等の内容を指導目標と関連させながら十分検討し、児童・生徒の実態を考慮して基礎的・基本的事項の重点化を図る。

(イ) 各教科等の内容の相互の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。

(ウ) 学級の実態により、各教科等の全部又は一部を合わせたり、各教科の目標や内容の一部を省略したり、当該学年の前後の学年の内容等に替える場合は、前後の学年の内容との関連を考慮し、系統的、発展的な内容になるよう配慮する。

ウ 学校の年間指導計画との関連を図る。

特別支援学級は、小・中学校に設置された学級であることから、学校全体の年間指導計画を十分に踏まえて、指導計画を作成する必要がある。

エ 単元・題材を構成し配列する。

児童・生徒の実態に基づいて、各教科の目標を考慮しながら、指導内容をいくつかのまとまりに組織する。その際、特に次の点に留意する。

(ア) 単元の目標を明確にするとともに、単元の目標を達成するのに必要な指導内容を精選し、配列する。

(イ) 単元の配列に当たっては、全体として調和がとれ、学習が系統的、発展的に展開できるようにする。

(ウ) 学年・学級及び地域の行事や季節等の関連を考慮して配列する。

(2) 適切な授業時数の配分

ア 小学校及び中学校の標準授業時数を参考としながら、児童・生徒の実態を十分考慮し、各教科等の年間授業時数を適切に配分する。

イ 児童・生徒が、各教科の基礎的・基本的事項を確実に身に付けることができるように、小学校及び中学校の標準授業時数を参考にして、授業時数を適切に配分する。

ウ 障害の状態を考慮し、児童・生徒の負担が過重にならないよう授業の1単位時間の弾力的な扱いを工夫する。

エ 小学校又は中学校に設置された学級であるため、特別支援学級だけが授業の終了や下校時刻が早くなることは望ましくない。通常の学級における週時程を踏まえながら、適切な授業時数配分を行うことが求められる。

2 年間指導計画作成上の配慮事項

(1) 資料や教材・教具等の指導計画への位置付け

児童・生徒が学習意欲を持ち、指導内容を十分に理解するために、指導のね

らいや内容に即した資料や教材・教具等を整え、適切に活用できるよう指導計画に位置付ける。

(2)安全管理と安全指導

児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、施設・設備の安全管理や教材・教具の保管、正しい取扱いに努めるとともに、児童・生徒が、安全に関する知識、技能、態度及び習慣を身に付けるよう、特に留意する。

(3)個に応じた指導の充実

個に応じた指導を充実させるために、児童・生徒の障害の状態や発達段階、学習進度等を的確に把握して、年間指導計画と関連付けながら個別指導計画を作成し、授業形態や集団構成の工夫、指導の協力体制を工夫する。

(4)交流及び共同学習の充実

交流及び共同学習を充実させるためには、次の点に留意することが重要である。

- (ア) 全校教職員の共通理解と指導體制を整える。
- (イ) 交流及び共同学習を学校全体の活動に位置付け、無理なく、長続きする計画を立てる。
- (ウ) 児童・生徒が交流及び共同学習の意義を理解できるようにする。
- (エ) 児童・生徒の実態に応じた教科や学習活動において無理なく計画する。
- (オ) 学年の行事に参加する場合は、目的と内容を十分に検討し、当該学年以外の児童・生徒の学習に支障がないようにする。
- (カ) 交流及び共同学習を実施する双方の担当者が、お互いに十分に連絡を取り合い、内容や方法を事前に検討し、各学校や児童・生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、計画的・組織的に継続的な交流を実施する。

なお、交流及び共同学習の計画作成・実施・評価・改善に当たっては、本編第一部第9章「交流及び共同学習」を参考とする。

(5)指導計画の改善を図る評価

指導計画を一層有効適切なものにするためには、個別指導計画に基づいて、評価の観点を明確にし、一人一人の児童・生徒の学習の成果や、全体的な児童・生徒の変容や進歩を的確に捉えることが大切である。また、継続的に評価する機会を設け、組織的な評価を通して指導計画の改善に努める必要がある。

3 特別の教育課程による場合の教科書

小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成している場合、学校教育法附則第9条、同法施行規則第139条の規定により、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めると

ころにより他の適切な教科書を使用することができることとなっている。詳細については、東京都教育庁指導部管理課「平成23年度使用教科書の手引」（平成22年6月）を参照のこと。

第8節 小学校知的障害学級における指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

1 指導する内容の選定と配列に関する配慮

小学校段階の児童は、一人一人の知的障害の状態、入学前の生活経験の内容や程度、興味・関心、対人関係の広がりや適応の状態などが大きく異なっている。そこで、指導計画の作成に当たっては、それらを考慮しながら、一人一人の児童の知的障害の状態や経験等に応じて、各教科等に示された内容を選定することが重要である。さらに、児童の興味・関心、学習活動の必要性なども考慮し、それぞれの児童の状態に応じて、各教科等を組み合わせるなどして具体的に指導内容を設定する必要がある。

また、選定された指導内容を適切に組み合わせ、児童の学習上の特性等を考慮しながら、単元等としてまとめて取り上げ、配列することが重要である。その際には、児童の実態等を考慮して、実生活で活用できる内容も加えながら、指導計画を作成することが大切である。あわせて、指導に際しては、ねらいを明確にしつつ、より具体的な指導内容を設定することが必要である。それは、授業における評価の観点を明らかにすることにもつながり、指導の改善を図る観点からも重要である。

2 児童が見通しを持って、意欲的に学習活動に取り組むための配慮

一人一人の児童の知的障害の状態、生活経験、興味・関心などに応じて設定した指導内容が、児童が見通しを持って、意欲的に取り組める学習活動として展開されるように指導計画を作成する必要がある。そのためには、児童の興味・関心を考慮しつつ、実生活で活用できる内容を取り入れたり、定着に向けて継続的な取組にしたりするなど、指導方法を工夫することが大切である。また、児童が分かりやすいように活動の予定を示したり、活動を一定期間繰り返したりすることなどの工夫を行うとともに、成就感や満足感を味わわせながら、様々な活動への意欲を高め、主体的に生活しようとする態度を身に付けられるようにすることが重要である。さらに、児童の様子を逐次把握したり、適切な見本を示したりできるよう、教師と児童が共に活動できるようにするとともに、指導の過程において、事前の指導計画通りに進まない場合も想定し、児童の学習状況に応じて柔軟に活動を修正したり、発展させたりする工夫も大切である。

3 学習環境の整備と安全に関する配慮

児童の学校生活を充実させるためには、教室などの学習環境の整備も重要である。小学校においては、児童が安心して生活できる一日の時程を工夫し、一連の活動に見通し

を持って意欲的に取り組める活動を組織することが大切であり、そのための環境設定を工夫する必要がある。特に、安全な環境を整えることが重要であり、児童の障害の状態等を考慮し、児童が危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることなどができるように安全に関する十分な指導を進めるとともに、教室の中の遊具や物品、校庭の遊具、通学路などの安全点検を十分に行うことが大切である。また、学習活動においても、物品の取扱いなどに留意することが大切である。あわせて、児童によっては、健康に関する理解が難しい場合も考えられることから、例えば、健康を害するものを口に入れることがないようにするなど、安全、衛生に特段に配慮した指導が大切である。

さらに、自閉症の児童の実態に応じて、活動ごとにスペースを設定することや視覚刺激の調整等を行うなどの学習環境の構造化を行い、児童が分かりやすく見通しを持ちやすい教室環境することなどに配慮して教室環境を整えることが必要である。

4 家庭等との連携に関する配慮

児童の基本的な生活習慣の確立を図り、生活経験を広げていくためには、学校における指導内容や指導方法について家庭等との連携を図ることが重要である。特に、学校において学習した内容については、日常生活の様々な場面で活用することで、生活の範囲を広げたり、生活を高めたりすることにつながるよう指導することが重要である。

例えば、個別指導計画や個別の教育支援計画などを基にして、学校で身に付けたことを家庭でも取り入れたり、地域において実際に活用したりできるよう、家庭等との連携や情報交換などの工夫が大切である。そのためには、学習内容を十分に生かすことができるような活動を設定し、その成果を適切に評価して、児童がより意欲的に取り組むことができるよう、指導方法等を工夫することが大切である。

5 教材・教具、補助具、コンピュータ等のICT機器などの活用に関する配慮

一人一人の児童の知的障害の状態や経験、興味・関心などを踏まえながら、使いやすく効果的な教材・教具を用意したり、実生活で活用できる用具等を使ったりすることが重要である。補助具の活用にあたっては、活動を効果的に補助し、児童の持っている力を十分に発揮させるための工夫が重要である。また、学習の到達状況に応じて補助具を取り外す場合は、段階的に進めるなどして、児童の負担を考慮することが大切である。

また、社会の情報化が進展していく中で、児童が情報を主体的に活用できるようにしたり、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や、情報モラルを身に付けたりすることは一層重要になってきている。ICT機器の活用にあたっては、小学校段階では慣れ親しませることから始め、キーボードなどによる文字の入力等の基本的な操作を身に付けさせると同時に、校内のICT環境の整備に努め、特別支援学級の児童が積極的に機器を活用できるようにしておくことが大切である。

第9節 中学校知的障害学級における指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

1 指導する内容の選定と配列に関する配慮

中学校段階の生徒は、身体的な成長とともに心理的にも大人への自覚を持ち始める時期である。また、社会生活面では、例えば交通機関を利用して外出するなど、行動の範囲も広がってくる。しかし、一人一人の知的障害の状態、生活経験の内容や経験の程度、興味・関心、対人関係の広がりや適応の状態などは異なっている。指導計画の作成に当たっては、これらを考慮しながら、一人一人の生徒の実態に即して、各教科等に示された内容を選定することが大切である。そして、それらを組み合わせるなどして具体的に指導内容を設定する必要がある。さらに、選定された指導内容を適切に組み合わせ、生徒の学習上の特性等を考慮しながら、単元等としてまとめて取り上げ、配列することが重要である。その際、生徒の実態等を考慮して、実生活で活用できる内容も加えながら、指導計画を作成することが大切である。あわせて、指導に際しては、ねらいを明確にしつつ、より具体的な指導内容を設定することが必要である。それは、授業における評価の観点を明らかにすることにもつながり、指導の改善を図る観点からも重要である。

2 生徒が見通しを持って、意欲的に学習活動に取り組むための配慮

一人一人の生徒の知的障害の状態、生活経験、興味・関心などに応じて設定した指導内容が、生徒が見通しを持って、意欲的に取り組めるような学習活動として展開されるように指導計画を作成する必要がある。また、実生活で活用できる内容を取り入れたり、定着に向けて継続的な取組にしたりするなど、指導方法を工夫することが大切である。また、生徒がわかりやすいように活動の予定を示したり、活動を一定期間繰り返したりするなどの工夫を行うとともに、成就感や満足感を味わわせながら、様々な活動への意欲を高め、主体的に生活しようとする態度を身に付けられるようにすることが重要である。あわせて、生徒の実態に応じて、各種の資格などに関心が持てるようにすることも大切である。さらに、生徒の様子を逐次把握したり、適切な見本を示したりできるよう、教師と生徒が共に活動できるような工夫や、指導の過程において、生徒の学習状況に応じて柔軟に活動を修正したり、発展させたりするような工夫も大切である。

3 学習環境の整備と安全に関する配慮

生徒の学校生活を充実させるためには、教室などの学習環境の整備も重要である。中学校においては、生徒が活動に見通しを持って意欲的そして主体的に取り組めるように指導することが大切である。特に、安全な環境を整えることが重要であり、配慮事項は前掲した小学校知的障害学級の内容に準ずるが、中学校では生徒の活動範囲が小学校段階よりも拡大しているため、校庭の設備、通学路などの安全点検を十分に行うことが必要である。また、学習活動においても、作業を伴う学習時間が増えてくることから学習

で使用する機械や物品の取扱いなどに十分な安全への留意が必要である。

さらに、自閉症の生徒の実態に合わせて、小学校段階に行われていた、活動ごとにスペースを設定することや視覚刺激の調整等を行うなどの学習環境の構造化を図る工夫をしながらも、段階的に構造化を緩やかなものにしていくなど、社会生活への移行を見据えた環境設定を行っていくことが必要である。

4 家庭等との連携に関する配慮

生徒が生活経験を広げ、様々な技能を高めていくためには、学校における指導内容や指導方法について家庭等との連携を図ることが重要である。特に、中学校段階では、学校で学習した内容を、生徒の進路を見据えながら実生活の様々な場面で活用することで、生徒の自立と社会参加を促すことのできるように計画的な指導が重要である。

例えば、個別指導計画や個別の教育支援計画などを基にして、学校で身に付けたことを家庭でも取り入れたり、地域において実際に活用したりできるようにしていくことを小学校段階より一層の重点化を図るようにしていく工夫が必要である。

5 教材・教具、補助用具、コンピュータ等のICT機器などの活用に関する配慮

一人一人の生徒の知的障害の状態や経験、興味・関心などを踏まえながら、使いやすく効果的な教材・教具を用意したり、実生活で活用できる用具等を使ったりすることが重要である。補助具の活用にあたっては、活動を効果的に補助し、生徒の持っている力を十分に発揮させるための工夫が重要である。

また、社会の情報化が進展していく中で、生徒が情報を主体的に活用できるようにしたり、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作、情報モラルを身に付けたりすることは一層重要になってきている。ICT機器の活用にあたっては、小学校段階で学習したキーボードなどによる文字の入力等の基本的な操作を確実に身に付け、さらに、情報の収集、選択、加工、発信などの学習活動を進めると同時に、校内のICT環境の整備に努め、特別支援学級の生徒が積極的に機器を活用できるようにしておくことが大切である。

第10節 教育課程の評価

1 学校評価における教育課程の評価

(1) 学校評価に関する法制度

学校評価については、平成19年6月に学校教育法が改正され、学校評価及び情報提供に関する総合的な規定が設けられた。さらに、平成19年10月に学校教育法施行規則が改正され、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。

○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。（後略）

○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。（後略）

これにより、小・中学校は法令上、次の事項を実施する必要がある。

ア 教職員による教育活動の自己評価を行い、その結果を公表すること。

イ 保護者アンケートなどの評価、学校の関係者による評価（学校関係者評価）を行うとともにその結果を公表するよう努めること。

ウ 自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。

(2) 学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価

文部科学省は、これらの法令上の規定等を踏まえ平成20年1月31日に「学校評価ガイドライン〔改訂〕」を策定した。各学校は、これを参考に、評価項目・指標等を策定する必要がある。

特別支援学級は、児童・生徒の障害に応じた教育を行うことから、教育課程の編成や教材・教具、施設・設備の工夫と整備、医療・福祉等関係機関との連携、個別指導計画や個別の教育支援計画の作成など、児童・生徒の多様な実態等を踏まえた対応が必要である。また、通常の学級等の要請に応じ、特別支援教育に関する助言・援助を行っていくことが必要である。このことから、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定などに当たっては、その特性を踏まえて、適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組を進めることが重要である。

なお、区市町村においても、第三者機関による学校評価が行われることがあり、特別支援学級においても、小学校や中学校に準じて適切に実施していく。

2 教育課程の改善

(1) 改善の意義

各学校及び特別支援学級においては、児童・生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童・生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して編成、実施した教育課程が目標を効果的に実現できるように改善を図ることが求められる。

(2) 改善の方法

教育課程の改善の方法は、各学校及び特別支援学級の創意工夫によって具体的には異なるであろうが、一般的には次のような手順が考えられる。

- ア 評価の資料を収集し、検討すること。
- イ 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること。
- ウ 改善案をつくり、実施すること。

各学校及び特別支援学級は、児童・生徒の障害の状態及び発達の段階や特性並びに地域や学校の実態等に即し、各学校の創意工夫を生かした、一層適切な教育課程を編成するように努めなければならない。

第2章 参考となる特別支援学校の教育課程と指導計画

第1節 知的障害の特徴及び学習上の特性等

第1章で述べた通り、小学校及び中学校に設置される特別支援学級の教育課程は、小学校及び中学校学習指導要領に従って編成されるが、その際、特別支援学校小学部及び中学部学習指導要領を参考にすることができる。本章では、知的障害学級が参考にする特別支援学校小学部及び中学部学習指導要領の知的障害特別支援学校に関する部分の内容について示すが、特別支援学級にそのまま適用するのではなく、あくまでも参考にしながら、個々の児童・生徒の実態等を踏まえ編成していくことに留意する必要がある。

1 知的障害の特徴

知的障害のある児童・生徒を教育する場合は、次のような知的障害の特徴を理解しておく必要がある。

知的障害とは、一般に、認知や言語などに関わる知的能力や、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力が同年齢の児童・生徒に求められるほどに至っておらず、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。

2 学習上の特性

学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が定着しにくい断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことなどが挙げられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。

さらに、教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定を始めとして、児童・生徒への関わり方の一貫性や継続性の確保、在籍する児童・生徒に関する周囲の理解などの環境条件も整え、知的障害のある児童・生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切である。

3 基本的な指導の進め方

児童・生徒の知的障害の特徴や学習の特性を踏まえ、次のような教育的対応を基本とすることが重要である。

- (1) 児童・生徒の学習習得状況や実態等を適切に把握し、指導内容を選択・組織する。
- (2) 児童・生徒が、自ら見通しを持って行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。
- (3) 自立と社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が確実に定着できるよう指導する。

- (4) キャリア教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度を育むよう指導する。
- (5) 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導する。
- (6) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して指導できるように、家庭との連携を図りながら指導する。
- (7) 児童・生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的を達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童・生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- (8) 児童・生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する。
- (9) 児童・生徒一人一人が集団において役割を得られるよう工夫し、その活動を遂行できるよう指導する。
- (10) 児童・生徒一人一人の発達の不均衡な側面や情緒面などの課題に十分に配慮した指導を徹底する。

第2節 指導の内容と形態

1 指導内容

学校教育法施行規則第126条及び127条においては、知的障害特別支援学校の教科等の種類について示している。さらに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領においては、知的障害の特徴及び学習上の特性等を踏まえた各教科の目標と内容等について示している。

また、学校教育法施行規則第130条の第2項において、各教科、道徳、外国語活動（小学校）、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができることを規定している。

知的障害者を教育する場合は、児童・生徒の障害の状態等に即した指導を進めるため、各教科、道徳、特別活動及び自立活動のそれぞれの時間を設けて行う授業（教科別の指導、領域別の指導）と、学校教育法施行規則第130条第2項の規定による各教科等の全部又は一部を合わせた授業（各教科等を合わせた指導）を適切に組み合わせ、指導を行う場合がある。

各学校においては、児童・生徒の知的障害や経験等に応じて、教科別の指導、領域別の指導及び各教科等を合わせた指導が適切に行われるよう指導計画を作成し、指導を行う必要がある。

なお、総合的な学習の時間は、これらとは別に適切な時間を設けて指導をする必

要がある。

2 指導の形態

知的障害を有する児童・生徒を教育する場合には、指導内容を選択、組織し、配列する段階で、各教科、道徳、外国語活動（小学校）、特別活動、自立活動の各領域に分類し、さらに、各教科を、特別支援学校小学部では、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育に、特別支援学校中学部では、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の8教科に外国語のほか、その他特に必要な教科があれば各学校の判断により必要に応じて加えることができる。

各教科の内容を具体化し、指導内容を設定する場合には、児童・生徒の知的障害の状態、学校や地域の実態等に即して設定する必要がある。

また、各教科等を合わせた指導に関しては、学校教育法施行規則において、次のように規定されている。

○学校教育法施行規則

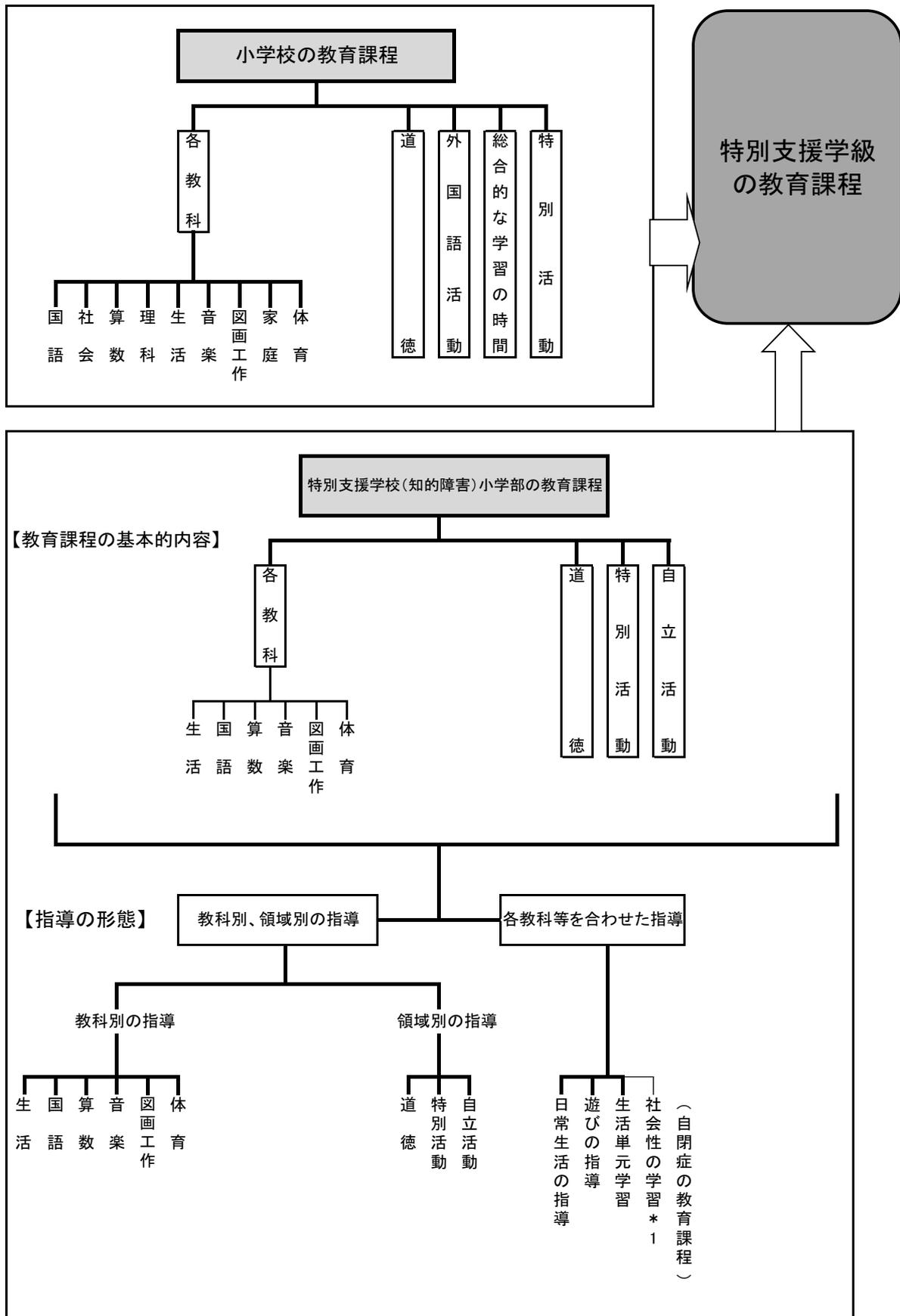
第130条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第126条から第128条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第3及び別表第5に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

特別支援学校においては、この各教科を合わせて指導を行うことが効果的であることから、これまでも実践されてきている。各教科等を合わせた指導の形態としては、「日常生活の指導」、「生活単元学習」、「遊びの指導（小学校）」、「作業学習（中学校）」がある。また自閉症の児童・生徒を対象とした教育課程として都立特別支援学校に独自に「社会性の学習」を設定している。

各教科等を合わせた指導とは対照的なものとして、教科別の指導、領域別の指導がある。国語、社会、算数・数学、理科、音楽、図画工作・美術、体育・保健体育、職業・家庭、外国語の教科別に時間を設けて指導を行うのが、教科別の指導であり、道徳、特別活動及び自立活動の領域別に時間を設けて行う指導が、領域別の指導である。

小学校特別支援学級（知的障害学級）の教育課程の構造

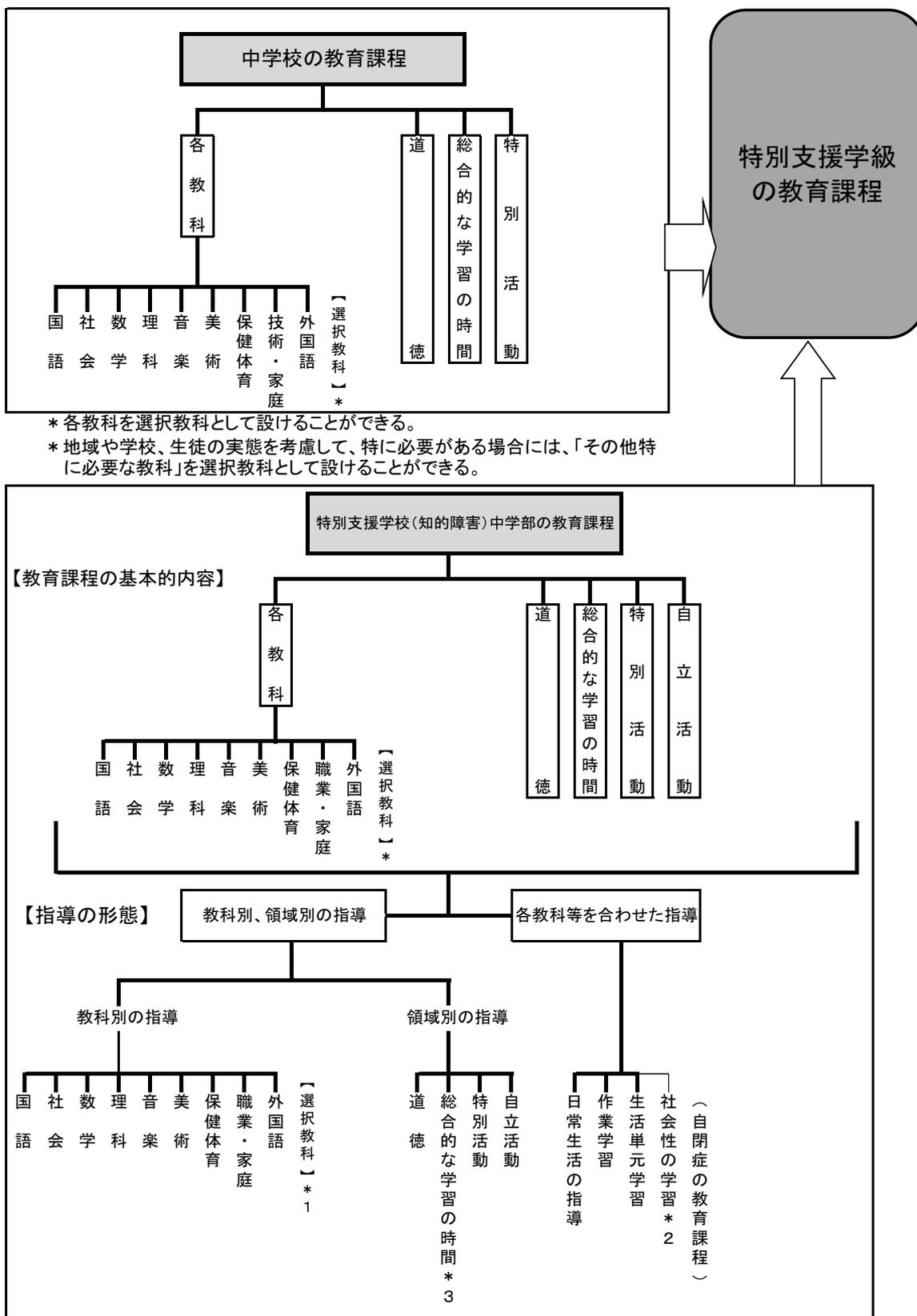


第2章
参考となる特別支援学校の
教育課程と指導計画

* 1 社会性の学習は、都立特別支援学校で編成できる自閉症の教育課程の指導の形態である。

中学校特別支援学級（知的障害学級）の教育課程の構造

第2章 参考となる特別支援学校の 教育課程と指導計画



- * 1 地域や学校、生徒の実態を考慮して、特に必要がある場合には、「その他特に必要な教科」を選択教科として設けることができる。
- * 2 社会性の学習は、都立特別支援学校で編成できる自閉症の教育課程の指導の形態である。
- * 3 総合的な学習の時間は、各教科等を合わせた指導の内容として取り扱うことはできないことに留意する。

第3節 自立活動の取扱い

自立活動は、特別支援学校学習指導要領において、各教科、道徳、外国語活動（小学校）、特別活動、総合的な学習の時間（中学部）に加えて設けられている重要な領域である。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月）の自立活動の目標では、個々の児童・生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うこととされている。さらに、自立活動の内容は、(1)健康の保持、(2)心理的な安定、(3)人間関係の形成、(4)環境の把握、(5)身体の動き、(6)コミュニケーションの6区分が示されている。これらの内容をどのように扱い、指導の効果をどう高めるかは、一人一人の児童・生徒の実態に応じた具体的な方法を創意工夫する必要がある。つまり学習指導要領に示された内容を参考として、個々の児童・生徒の実態を踏まえ、具体的な指導内容を工夫することが求められる。

一人一人の児童・生徒の実態に応じて指導の目標が明確にされ、次いで具体的な指導内容が設定され、その指導に有効であると思われる方法を選択し、それを自立活動の指導に適合するように工夫して応用することが大切である。その際には、児童・生徒自身が、指導の目標に照らした課題に自ら取り組むことができるように、課題や段階を児童・生徒の実態に即して細分化し、それに応じた方法の適用を工夫する必要がある。

自立活動の内容の詳細については、本編第1部第8章「自立活動」を参考とする。

第4節 知的障害特別支援学校の各教科

知的障害特別支援学校の各教科においては、児童・生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度等を身に付けることを重視し、障害の特徴及び学習上の特性などを踏まえ、より具体的な目標や内容等を示している。

小学部の各教科は、生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の6教科で構成されており、第1学年から第6学年を通して履修するようになっている。

中学部の各教科については、必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の8教科で構成されており、選択教科として、外国語のほか、その他特に必要な教科があれば各学校の判断により必要に応じて設けることができる。

知的障害特別支援学校の各教科については、内容を概括的に示していることから、各学校が指導計画を作成する際には、児童・生徒の障害の状態等、学校や地域の実態に即して、各教科の内容を具体化し、指導内容を設定する必要がある。

例えば、対象とする児童・生徒の学力などが、同一学年であっても、知的障害の状態や経験の程度が様々で、個人差が大きい場合などは、個々の児童・生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択し、指導しやすくする必要がある。

なお、指導計画の作成に当たっては、次のようなことに留意する必要がある。

- ①個々の児童・生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しながら、実際に指導する内容を選定し、配列して、具体的に指導内容を設定する。
- ②個々の児童・生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、児童・生徒が見通しを持って、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮する。
- ③児童・生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意する。
- ④家庭等との連携を図り、児童・生徒が学習の成果を実際の生活に生かすことができるよう配慮する。
- ⑤児童・生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等のICT機器を有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。

第5節 知的障害特別支援学校小学部の生活科の意義

知的障害特別支援学校小学部の生活科は、日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然との関わりについての関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てることを目標としている。

対象とする児童の学習上の特性等から、生活に役立つ指導内容を取り上げ、具体的な場面で実際的な活動を通じた指導が重視され、経験を通して、生活の中で活動できる範囲を広げたり、活動をより一層高めたりすることが大切である。

生活科の内容は、児童の学校生活や社会生活全般との関連が深いことから、生活の自然な流れに沿って指導することが重要である。また、生活科の内容は「基本的生活習慣」「健康・安全」「遊び」「交際」「役割」「手伝い・仕事」「決まり」「日課・予定」「金銭」「自然」「社会の仕組み」及び「公共施設」の12の観点から構成されている。これらの観点は、それぞれを単元として取り扱うことよりは、児童の知的障害の状態等、学校や地域の実態に応じて工夫し、幾つかの観点を組み合わせたり、他の教科等との関連を十分に図ったりして総合的に指導することが重要であり、このような指導を通して児童の生活していく力を高めることが大切である。

また、生活科の指導に当たっては、家庭等との連携を図り、日々の生活を充実し、将来の家庭生活や社会生活に必要な内容を、実際の生活を通して身に付けていくようにすることが大切である。

特別支援学校小学部の生活科は、基本的生活習慣、健康・安全、遊び等の内容及び社会、理科、家庭の内容を含んだ総合的な教科であり、他の教科、道徳、特別活動等との関連が非常に強い。したがって、教育課程を編成する場合、生活科の内容だけを取り出して取り

扱うよりも、各教科等を合わせた指導の中核的な内容として取り扱うことが適切である。小学校学習指導要領で示されている教科「生活」とは目標、内容が異なることに留意する。

第6節 教科別の指導

教科別の指導とは、各教科の時間を設けて指導することである。指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象となる児童・生徒の実態によっても異なる。

教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容について、一人一人の児童・生徒の実態に合わせて、個別的に選択・組織しなければならないことが多い。その場合、一人一人の児童・生徒の興味・関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮することが大切である。

また、指導に当たっては、特別支援学校学習指導要領における各教科の目標を踏まえ、児童・生徒の実態に合わせて適切な授業を創意工夫する必要がある。学習活動に生活的なねらいを持たせ、児童・生徒の実態に即して、生活に即した活動を十分に取り入れつつ段階的に指導する必要がある。

特に、児童・生徒の個人差が大きい場合には、一斉授業の形態を進める教科別の指導は困難であることから、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成し、個別的な方法を講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要がある。

さらに、指導計画を作成するに当たっては、他の教科、道徳、総合的な学習の時間（小学部を除く）、特別活動及び自立活動との関連、また各教科等を合わせて指導を行う場合との関連を図るとともに、児童・生徒が習得したことを実際の生活に役立てるようにする必要がある。

第7節 領域別の指導

領域別の指導の場合には、道徳、特別活動、自立活動の時間を設けて指導することができる。

1 道徳

道徳の指導においては、個々の児童・生徒の興味・関心や生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、道徳的実践力を身に付けるよう指導することが大切である。

2 特別活動

特別活動の指導に当たっては、個々の児童・生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し、適切に創意工夫する必要がある。

特別活動の指導を計画するに当たっては、各教科、道徳、自立活動及び総合的な学習の時間（小学部を除く）との関連を図るとともに、小、中学校の児童・生徒等及び地域

の人々と活動を共にする機会を設けるよう配慮することも大切である。

3 自立活動

知的障害のある児童・生徒には、全般的な知的発達や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が見られる。そのような障害による困難の改善・克服を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要がある。

自立活動の指導は、個別指導計画に基づいて、学習上の特性等を踏まえながら指導を進める必要がある。特に、自立活動の時間を設けて行う場合は、個々の児童・生徒の知的障害の状態等を十分に考慮し、個別あるいは小集団で指導を行うなど、効果的な指導を進めるようにすることが大切である。

第8節 各教科等を合わせた指導

各教科等を合わせた指導とは、学校教育法施行規則第130条第2項の規定による各教科、道徳、特別活動、外国語活動、自立活動の全部又は一部を合わせた指導のことである。なお、総合的な学習の時間は合わせるできないことに留意する。

1 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童・生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。

日常生活の指導は、小学部においては、生活科に示された観点を中核的な内容としながら、さらに広範囲に、各教科等の内容が扱われる。それらは、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排せつ、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、挨拶、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、決まりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容である。

日常生活の指導に当たっては、次のような点を考慮することが重要である。

- (1) 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うものであること。
- (2) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにすること。
- (3) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。
- (4) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。

2 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間

との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものである。

遊びの指導では、生活科の内容を始め、各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成等に一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。また、遊びの指導は小学校低学年に設定され、その成果が各教科別の指導や生活単元学習などの各教科等を合わせた指導につながるようにしていくことが望ましい。

遊びの指導に当たっては、次のような点を考慮することが重要である。

- (1) 児童が、積極的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- (2) 教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫すること。
- (3) 身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れるようにすること。
- (4) 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に選べる場や遊具を設定すること。
- (5) 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮して、遊びの楽しさを味わわせるようにしていくこと。

3 生活単元学習

生活単元学習は、児童・生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われる。

生活単元学習の指導では、児童・生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切である。また、小学部において、児童の知的障害の状態等に応じ、遊びを取り入れた生活単元学習を展開している学校もある。

生活単元学習の指導計画の作成に当たっては、次のような点を考慮することが重要である。

- (1) 単元は、実際の生活から発展し、児童・生徒の知的障害の状態等や興味・関心などに応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- (2) 単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。
- (3) 単元は、児童・生徒が目標を持ち、見通しを持って、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。
- (4) 単元は、一人一人の児童・生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団

全体で単元の活動に共同して取り組めるものであること。

(5) 単元は、各単元における児童・生徒の目標あるいは課題の成就に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童・生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。

(6) 単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童・生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画されていること。

生活単元学習の指導を計画するに当たっては、一つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間、あるいは、1年間続く場合がある。年間における単元の配置、各単元の構成や展開についても十分検討する必要がある。また、2つの教科を合わせて、例えば「国語・算数」のような合科的な指導とは異なることに留意する。

< 単元例 >

ア 行事単元（学校、学級の行事を中心として学習を展開するもの）

例 遠足、運動会、学習発表会、宿泊学習

イ 季節単元（季節の行事などを中心として学習を展開するもの）

例 七夕、芋掘り、餅つき、豆まき

ウ 課題単元（身近な生活に興味・関心や問題意識をもたせ学習を展開するもの）

例 買い物、清掃活動

エ 制作活動や作業活動中心の単元（展開において制作や作業を多く含むもの）

例 収穫祭

オ 遊びを中心とした単元（展開において遊びを多く含むもの）

カ 特定の教科と関連した単元（特定の教科の内容を多く含むもの）

例 町のようす

4 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

作業学習の指導は、単に職業・家庭の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われる。作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、園芸、紙工、木工、金工、織物、調理等多種多様である。

作業学習の指導に当たっては、次のような点を考慮することが重要である。

(1) 生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の成就感が味わえること。

(2) 地域性に立脚した特色を持つとともに、原料・材料が入手しやすく、持続性のあ

る作業種を選定すること。

- (3)生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。
- (4)知的障害の状態等が多様な生徒が、共同して取り組める作業活動を含んでいること。
- (5)作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。
- (6)作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

中学部の職業・家庭に示す「産業現場等における実習」（一般に「現場実習」や「職場実習」とも呼ばれている。）を他の教科等と合わせて実施する場合は、作業学習として位置付けられる。その場合、「産業現場等における実習」については、現実的な条件下で、生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないしは社会生活への適応性を養うことを意図して実施するとともに、各教科等の広範な内容が包含されていることに留意する必要がある。

「産業現場等における実習」は、これまでも企業等の協力により実施され、大きな成果が見られるが、実施に当たっては、保護者、事業所及び公共職業安定所などの関係機関等との密接な連携を図り、綿密な計画を立てることが大切である。また、実習中の巡回指導についても適切に計画する必要がある。

5 社会性の学習<参考>

社会性の学習は、都立知的障害特別支援学校における自閉症の教育課程に位置付けられた指導の形態である。「対人関係に関する内容」と「ソーシャルスキルに関する内容」の二つの内容を基本とする。

「社会性の学習」のねらいは、障害ゆえに生じる学習上、生活上の様々な困難の状況が改善されるように支援していくとともに、支援のための手だてを考えていくことにより、周囲との関係で生じる困難さを軽減し、児童・生徒の社会参加への範囲を広げていくことにある。そのため、社会性の学習は、「児童・生徒にとっての生活上の困難さ解消・改善できる適切な能力やスキルを、身に付け、高めていくこと」に重点が置かれるが、自閉症を伴う児童・生徒の最も苦手な領域に焦点を当てた指導の形態であることに留意し、指導のねらいをしぼり、スモールステップで段階を踏まえた計画的な指導が重要である。

指導計画の作成に当たっては、それまでの学習を基礎に、児童及び生徒の発達の状態と生活経験等を十分配慮し、指導の目標や内容を適切に設定するとともに、取り組んだ内容を他の場面で一般化することを重視した指導を行うことが大切である。

第9節 自閉症の障害特性に応じた指導について

東京都教育委員会は、平成19年度から知的障害特別支援学校において、「知的障害」と「自閉症」の2つの教育課程を編成できるようにし、平成22年度からは、小・中学部を設置する全ての知的障害特別支援学校で実施している。

自閉症の教育課程は、社会性や認知・コミュニケーション等の困難さに必要な支援を実施していくとともに、感覚の過敏性などに配慮した環境の中で、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的としている。

そのため、東京都では、知的障害特別支援学校の「各教科等を合わせた指導」の中に、新たな指導の形態として「社会性の学習」を創設した。自閉症の教育課程は、その「社会性の学習」を中心とした教育課程である。

1 自閉症の教育課程における障害特性の配慮

(1) 社会性の問題

自閉症の障害特性の一つには、他者と社会的な関わりを築くことの困難さがみられる。具体的には、周りの人への関わりも一方的になってしまうことが多かったり、相手の気持ちを考えたり、時間や周囲の状況に応じて行動したりすることが困難である場合がある。

(2) 認知の学習でのつまずき

言葉の理解が困難で、言葉ではイメージを持ちにくいことや、視覚的な情報が優先するなどにより、情報の受け取り方が人とすれ違ってトラブルになることがある。興味・関心の幅が偏っている場合もあり、特定の物の操作にこだわったり、予測と違う手順だと混乱を生じたりすることもある。

(3) 般化することへの困難さ

操作できる同じ機能の道具でも、一部の色、形、メーカーが異なることでつまずいてしまうことがある。特定の人とできていた活動が、相手が異なることで、つまずいてしまうことがある。家庭でできている身近な処理が、学校でできないことがある。

2 時間割の弾力的な編成

学校生活の見通しが持ちやすいように、時間割を弾力的に編成するとともに、特定の教科等を週時程の中で带状に設定する工夫などができる。

例えば、「国語・算数（数学）」においても、毎日の継続した取組を重視する観点から、「国語・算数（数学）」の時間を週時程の中で带状に設定することも可能である。

授業時間を弾力的に設定し指導する場合においても、必ず教員が指導し、指導計画に基づき進めることが必要である。また带状の週時程については、学級の児童・生徒の実態を十分把握し、学級の児童・生徒の発達段階や障害の状況に応じて適切に編成することが重要である。

3 学級経営の基本

(1) 生活に見通しを持つことができるようにする。

児童・生徒が学校生活の見通しを持ちやすくするためには、学習環境を一人一人が分かりやすく工夫していくことが必要である。

工夫として、黒板に一週間、一日のスケジュールや活動の内容を文字や絵等で書き出しておくこと（時間の構造化）、集団で学習する場所と個別指導を行う場所、さらに着替えをする場所など、活動する内容と場所を一対一で対応することにより、その場所で、何をするのか分かりやすくする工夫（環境の構造化）、さらに一人で主体的に活動できるように、学習や作業の手順ややり方を分かりやすく示すこと、自ら課題解決できるように教材に補助線等を事前にいれておくことなど（活動の構造化）を入念に準備していくことが必要である。

(2) コミュニケーションの意欲を高め、個に応じたコミュニケーション手段を確立する。

コミュニケーションの意欲を高めるために、教師と児童・生徒の関係において、教師が児童・生徒の要求に応えることのできる関係を築くことが基本となる。

教師とは、児童・生徒が伝えたい要求や願いを受けとめながら児童・生徒に適切な要求表出の方法を計画的に指導していくことが必要である。表出の手段が不適切な場合には、適切な方法を具体的に教えることが必要である。

さらに、児童・生徒が、達成できそうなコミュニケーションの方法に指導の焦点を当てて、コミュニケーションを通しての多くの成功体験を積み上げることが意欲と能力を高めることにつながる。

(3) 不適切な行動には、そこに至る心情や障害の状態等を踏まえて指導する。

児童・生徒の不適切な行動に対する指導は、不適切な行動が生じた直前の状況や環境等を慎重に分析し、不適切な行動がなぜ生じたのか分析する視点が重要である。その上で、どのようにすれば、不適切な行動が少なくなるのか、個別指導計画を基本として、計画的に指導をしていくことが必要である。

児童・生徒の不適切な行動をなくそうとする教師の思いから、その場限りの指導により、長期的には、より一層不適切な行動を強めてしまう場合もあるので、組織的・計画的な指導が必要である。

4 障害特性に応じた指導の形態

(1) 指導の形態「社会性の学習」

「社会性の学習」は、一人一人の自閉症のある児童・生徒が、対人関係や社会生活に関わる行動について対応できるように必要な知識、技能及び習慣を養い、支援を受けながら行動できる力を培うことを目標とする。

指導する場合は、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う「各教科等を合わせた指導」の一形態として位置付ける。

指導内容は、大きく二つに分けられる。一つは、対人関係に関する内容として、人や状況への対応の仕方の理解と具体的な行動について指導する。例えば、学級の友達と一緒に活動することや、困ったときに周囲の人にどのように話しかければ良いのか、さらに、自分や友達の役割等を理解して活動を行うことなどが考えられる。

そして、もう一つは、ソーシャルスキルに関する内容として、役割のある行動、社会的なマナー、ルールを理解と具体的な行動について指導する。例えば、学校の中では、場面に応じた活動の仕方を学ぶことや学校以外の場所では、買い物の仕方やレストランでの注文の仕方、また電車やバスの中でのルールやマナーを守る学習などが考えられる。

児童・生徒の発達段階を考慮しながら、実態や活動内容に応じて、一对一の指導、チーム・ティーチング（TT）等、指導形態を工夫していくことが大切である。また、個別的な課題設定から、小集団または集団での活動に段階的に展開させていくなど、社会への関わり方を少しずつ身に付けられるように、継続的、段階的な指導を行うようにする。

(2) 認知の学習

自閉症の情報処理過程の特性に応じて指導方法を工夫することにより、人や環境との関係の中で行動する基礎を養うことをねらいとする。

アセスメントを実施し、指導指針を共有する。言語理解の水準、視覚や聴覚の過敏性、模倣の能力、目と手の協応の様子などを観察し、発達検査や家庭からの情報を総合的に検討していく。また、児童・生徒の実態に応じて、言語性の課題と動作性の課題との区別を明確につけて学習を進める必要がある。

(3) 般化の学習

獲得したスキルを使い、類似する状況において、同様な行動を行えるようにすることをねらいとする。

例えば、自分の意思や要求を伝えるために学校で使用しているコミュニケーションカードを家庭や余暇活動の場で使用できるようにすることなどがあげられる。

児童・生徒一人一人の課題に合わせた個別的な指導をしていくことが必要である。獲得したスキルを様々な方向に向かって般化させる時には、個に応じたステップを踏むことが大切である。いきなり段階を上げるのではなく、最終的には家庭や地域へ広げること为目标として、ある程度限定した条件を用意して、細かいステップで成功体験を積み重ねながら指導していくことが重要である。まずは、個々の生活地図を作成し、身近な範囲から徐々に地域生活へと移行させていくという観点で、学習を組み立てていくことが大切である。

5 自立活動の指導との関連

(1) 自立活動の指導の基本的な考え方

指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の内容との関連を図り、両者が相補い合って、効果的な指導が行われるように配慮することが大切である。

自立活動の指導の時間については、次のように位置付けることができる。

- ア 自立活動の時間を設けた指導
- イ 各教科等の指導に含まれる自立活動の指導

特に、自立活動の時間を設けた場合は、各教科、道徳及び特別活動と密接な関連を保ち、一人一人の児童・生徒の障害の状態や発達段階等に応じて、適切な指導計画の下に行うように配慮しなければならない。

また、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする児童・生徒を学級から抽出して一对一の個別指導を行う場合は、指導の意味を十分に理解できるよう配慮する事が大切である。

(2)「社会性の学習」との関連

前述した、社会性の学習の目標は、一人一人の自閉症のある児童・生徒が、対人関係や社会生活に関わる行動について対応できるように必要な知識、技能及び習慣を養い、適切な支援を受けながら行動できる力を培うことを目標とするものである。

教育課程上の位置付けは「各教科等を合わせた指導」の形態としてあるため、社会性の学習においても、自立活動に示された内容は、個々の児童・生徒に設定される指導内容の要素として考えて、相互に関連を図りながら指導計画を作成する必要がある。

第10節 特別支援学級における自閉症の教育課程及び自立活動の取扱いについて

特別支援学級の教育課程を編成する際には、知的障害特別支援学校で実施している自閉症の教育課程や「社会性の学習」をそのまま導入するのではなく、これらを参考にした自立活動の時間として設定することが適切である。その具体例を次に示す。

(1)知的障害特別支援学級

在籍している児童・生徒の相当数が自閉症を有している知的障害特別支援学級においては、知的障害特別支援学校の自閉症の教育課程の編成指針等に基づいて、知的障害の教育課程を位置付けた上で、自立活動の時間として設定し「社会性の学習」の内容を参考に指導することもできる。

ただし、自立活動の時間を特設する場合においても、本編第I部第8章「自立活動」第3節「特別支援学級における自立活動の取扱い」を参照し、設定の仕方について、十分に検討をすること。

(2)自閉症・情緒障害特別支援学級

自閉症・情緒障害特別支援学級では、小学校及び中学校に準ずる教育課程を基本として、自立活動の指導の中で、「社会性の学習」の内容を参考にして指導することができる。

第3章 肢体不自由学級、病弱学級及び自閉症・情緒障害学級の教育課程と指導計画

肢体不自由学級、病弱学級及び自閉症・情緒障害学級における教育課程においては、各教科、道徳、特別活動の目標及び内容等は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領に基づいて編成するが、児童・生徒の障害の状態等から、特別支援学校学習指導要領及び東京都立特別支援学校小学部（中学部）教育課程編成基準・資料（平成22年3月）を参考として編成することができる。この場合、児童・生徒の障害の実態に応じて、教育課程編成の特例を活用したり、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目標とする自立活動の指導を加えたりするなどして、特別の教育課程を編成することが重要である。

また、指導計画の作成に当たっては、児童・生徒の障害の状態等を考慮し、教育課程編成の特例を活用するなどして各教科等のそれぞれの指導計画を工夫するとともに、個別指導計画を作成し、個に応じた指導を徹底することが大切である。

さらに、児童・生徒が主体的に学習に取り組むことができるようにするためには、障害の状態等に応じた教材・教具の工夫や開発などを行い、効果的な学習活動が展開できるようにすることが重要であり、このため特別支援学校などとの連携を図ることが大切である。

なお、特別支援学級の児童・生徒が少ないことから生じる諸課題を解消するため、通常の学級等との交流を積極的に行い、活発な集団活動の機会を適切に確保することが必要である。

第1節 肢体不自由学級

肢体不自由学級では、一人一人の児童・生徒の身体の動きの状態や発達課題等を考慮して、各教科や自立活動の指導内容・方法を工夫・改善するとともに、特別活動や総合的な学習の時間などでは、通常の学級の児童・生徒とともに学習する機会を設けたりすることが必要である。

1 指導内容の精選等

(1) 指導内容の精選の必要性

肢体不自由学級においては、児童・生徒の活動が制限されたり、移動やコミュニケーションに時間を要したりすること、また教育課程に自立活動の時間を設定しているため、指導内容を精選することが必要となる。

(2) 基礎的・基本的な事項の重点化

指導内容の精選に当たっては、児童・生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等の実態を的確に把握し、それぞれの児童・生徒にとって、適切な指導目標に基づ

く内容を設定していく。

また、指導内容の精選とともに、各教科の目標と指導内容との関連を十分に研究し、その重点の置き方や指導の順序、まとめ方を工夫し、指導の効果を高めるようにする。

2 自立活動の時間における指導との関連

(1) 自立活動の時間における指導と各教科等との関連

各教科、特に、音楽、図画工作、美術、家庭、技術・家庭、体育、保健体育などの教科の内容には、自立活動の「身体の動き」や「コミュニケーション」等に関連した内容も含まれている。身体の動きやコミュニケーション等が困難な児童・生徒に対して、各教科における実践的・体験的な活動を展開する際には、その状態を改善・克服するように指導や援助を行う。

そのためには、特に、自立活動の時間における指導との密接な関連を図り、学習効果を高めるように配慮しなければならない。したがって、指導計画の作成に当たっては、一人一人の児童・生徒についてどのような点に配慮して指導を行うのかを明確にしておくとともに、指導に当たっては、具体的な指導方法を個別指導計画に位置付けていく必要がある。

なお、自立活動と各教科等との関連の際には、児童・生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれすぎて、各教科の目標を逸脱してしまうことのないよう留意することが必要である。

第2節 病弱学級

病院内の病弱学級では、病院の理解と協力の下に、一人一人の病状を考慮しながら、各教科等の指導を行っていく。養護（健康）学園では、生活リズムを整えながら、健康の回復・改善を図るとともに、各教科等の内容の定着に努め、前籍の学級に戻る際に、児童・生徒が円満に適応できよう配慮する。

1 指導内容の精選等

(1) 指導内容の精選の必要性

児童・生徒は種々の要因により、一般に学習時間に制約を受けているほか、学習の空白や遅れ、身体活動の制限等を伴う場合が多い。また、病弱学級に在籍する期間が異なる上、小・中学校から転入してきた児童・生徒については、学習の進捗等の差が見られることから、指導内容を精選することが必要である。

(2) 基礎的・基本的な事項の重点化

各教科の指導計画の作成に当たっては、授業時数の制約をはじめ、児童・生徒の病気の状態及び発達の段階や特性等を十分考慮し、教科の特質を踏まえて指導内容を精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置いて指導する必要がある。基礎的・基

本的な事項を選定するに当たっては、それぞれの教科として習得すべき事項という視点とともに、一人一人の実態に基づき個々の児童・生徒にとって必要な事項という視点も考慮して行うことが大切である。

(3) 他教科との十分な関連

教科それぞれの目標や指導内容の関連性を検討し、指導内容の不必要な重複を避けたり、重要な指導内容が欠落しないよう配慮したりするとともに、指導の時期、時間配分、指導方法などに関しても相互の関連を考慮した上で指導計画を立てることが必要である。

また、必要に応じて、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間又は特別活動との関連を図ることも大切である。

病院に設置された学級では、体験的な学習など一部の内容を学習することが困難な場合もあることから、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示された重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用し、各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。他方、病弱学級（健康学園）では、設置された地域の特色を活かし、都内では学習することが難しい内容を取り入れた展開をするなどの工夫が大切である。

(4) 前籍校の指導内容の連続性等への配慮

短期間の入院や入退院を繰り返す児童・生徒については、前籍校での指導内容や学習の進捗等を踏まえた指導計画を工夫するなど、指導内容の連続性等に配慮して効果的な学習活動を展開することが必要である。

(5) 医療機関との綿密な連携

治療による効果や病気の進行に伴い病気の状態等は変化するので、日常的に医療機関との連携を密にして、教育活動に必要な情報を入手する。

2 自立活動の時間における指導との関連

健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を図り、学習効果を一層高めるようにすることが大切である。

特に、健康の保持のために、生活リズムを安定し生活を自己管理できるようにするとともに、投薬などについても管理をできるよう指導することが大切である。また、病気等による活動制限等から生じる不満や、自己の病気等に対する不安などから生じる二次的障害に十分に配慮することが大切である。

各教科の指導に当たっては、特に、小学校における体育、理科、家庭、中学校における保健・体育、技術・家庭の指導内容と自立活動における「病気の状態の理解と生活管理に関すること。」、「健康状態の維持・改善に関すること。」及び「情緒の安定に関すること。」などの事項との関連を図り、自立活動の時間における指導と相互に補い合

いながら学習効果を一層高めるようにすることが大切である。

3 配慮事項

児童・生徒の病気の種類は、心身症、精神疾患、小児がん、筋ジストロフィー、アレルギー疾患、腎臓疾患、心臓疾患、骨・関節疾患、てんかん、肥満など多様であり、また軽い症状が現れる者から重篤な症状の者まで様々である。しかも、病気の状態の変化は病気によっても異なっている。

したがって、それぞれの病気の特徴や個々の病気の状態等を十分に考慮し、学習活動が負担加重になったり、児童・生徒の病気の状態や健康状態の悪化を来したりすることのないように配慮して指導計画を立てる必要がある。

第3節 自閉症・情緒障害学級

自閉症等（自閉症及びアスペルガー症候群などのそれに類するもの、以下同じ。）を対象とする特別支援学級については、「主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの」とともに対応する学級として、「情緒障害特別支援学級」等の名称が用いられてきたが、在籍者数などの実態を踏まえ、東京都においては、「自閉症・情緒障害特別支援学級（以下「自閉症・情緒障害学級」という）」という名称に平成21年度から変更された。

1 教育課程編成に当たって

自閉症・情緒障害学級における教育課程編成の考え方は、小学校及び中学校の教育課程に準ずることが基本となり、必要に応じて特別支援学校の教育課程を参考にできる。

ただし、自閉症・情緒障害学級では、知的障害を伴わない自閉症の児童・生徒が在籍していることから、知的障害特別支援学校の指導の形態である「各教科等を合わせた指導」ではなく、各教科及び領域の指導を基本とすることが望ましい。自閉症・情緒障害特別支援学級においては、東京都教育委員会が知的障害特別支援学校に位置付けた「社会性の学習」をそのまま導入することは適切ではなく、障害に配慮した指導として自立活動の時間の指導を設定し、その中で、「社会性の学習」を参考にした自立活動の指導を行うことが望ましい。

- (1) 児童・生徒が主体的に取り組むことができるような活動を設定するとともに、学習活動に見通しを持てるようにしていくことや学習したことの結果を分かりやすくするなどの工夫をして指導する。
- (2) 児童・生徒の障害の状態や実態に応じて、基本的な生活習慣を確立することや正しい言葉のやり取りを獲得すること、自分の意思を適切に伝えること、相手の立場に立って考える等の指導を自立活動の時間における指導との密接な関連を図り指導する。

2 各教科の指導内容の精選等

児童・生徒の障害の状態や生活経験の程度等を考慮して、各教科等の指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方や指導の順序等を工夫する必要がある。特に、障害により各教科の内容の全てを学習することが困難である場合は、特別支援学校学習指導要領に示す教育課程編成の特例を活用し、当該教科の内容の一部を欠いたり、下学年の内容との関連を図ったりするなどして、指導内容の精選を行うことが大切である。

3 自立活動の指導との関連

自閉症を中心とした学級においては、児童・生徒が主体的に取り組むことができるような活動を設定し、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に意欲的に取り組むようにすることが重要である。

また、基本的な生活習慣を確立することや正しい言葉のやり取りを獲得すること、自分の意思を適切に伝えること、相手の立場に立って考える等の指導を自立活動の時間における指導との密接な関連を図り、個別や小集団で行えるよう指導計画を作成することが大切である。

4 自閉症・情緒障害学級における自閉症の教育課程及び自立活動の取扱いについて

自閉症・情緒障害学級では、小学校及び中学校に準ずる教育課程を基本として、自立活動を特設した上で、「社会性の学習」の指導内容を参考にして指導することができる。

ただし、社会性の学習における「対人関係に関する内容」と「ソーシャルスキルに関する内容」の二つの内容を、自立活動の目標及び内容に関連させながら、小集団や個別指導の場を設定し、個々の課題に応じた題材や教材、指導方法、教員の適切な配置などを工夫していく必要がある。自立活動の取扱いについては、本編第1部第8章「自立活動」を参照のこと。

5 情緒障害等通級指導学級や知的障害特別支援学校、関係機関等との連携

自閉症等の児童・生徒の指導を行っている通級指導学級や知的障害特別支援学校と連携し、指導内容・方法についても研究をし、教育課程や教育内容・方法を充実させていくことが必要である。

第4章 道徳

特別支援学級の道徳は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領に基づいて指導を行うが、特別の教育課程による場合は、「特別支援学校学習指導要領」及び「東京都立特別支援学校小学部（中学部）教育課程編成基準・資料」（平成22年3月）を参考にして指導計画を作成することができる。

○小学校学習指導要領 第3章 道徳

第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

○中学校学習指導要領 第3章 道徳

第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。

第4章 道徳

第1節 道徳教育の基本的事項

1 道徳教育の目標

学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通して行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて、児童・生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来

を拓く^{ひら}主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

2 道徳の時間の目標

道徳の時間とは、学校の教育活動全体で行われている道徳教育の要として、意図的、計画的に道徳的価値を補充、深化、統合するために、時間を特設して指導する道徳の授業を意味する。

道徳の時間においては、各教科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

第2節 道徳教育の内容

道徳教育は、児童・生徒の道徳性の内容項目について、次の四つの視点から分類整理され、各学年の内容は、小学校及び中学校学習指導要領を参考にする。

- (1) 主として自分自身に関すること。
- (2) 主として他の人との関わりに関すること。
- (3) 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること。
- (4) 主として集団や社会との関わりに関すること。

第3節 障害の特性に応じた指導計画の作成

指導計画の作成においては、次の内容について配慮をする。

- (1) 児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る。
- (2) 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にししながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要がある。
- (3) 知的障害学級においては、一人一人の児童・生徒の知的障害の状態や経験に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行う。

第4節 障害の特性に応じた配慮事項

1 知的障害学級

- (1) 道徳の時間を設ける場合には、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動等における道徳教育と密接な関連を保つようにする。また、道徳

地区公開講座にも参加して保護者や地区の参観者に授業を公開し、理解啓発に努める。

(2)道徳の時間を設けず、各教科等を合わせた指導として行う場合においても、道徳の内容が適切に含まれるようにし、全体として道徳教育の目標が達成されるよう配慮する。

例えば、遊びの指導においても「友達と仲良くし、助け合う」、「みんなが使う物を大切にする」等の道徳の内容を指導する場合がある。また、日常生活の指導、生活単元学習の中に、道徳の内容を捉える多くの機会や場がある。したがって、指導計画の作成の際に、道徳の内容を適切に押さえ、効果的な指導ができるようにすることが重要である。内容によっては、いずれの指導の形態の中でも繰り返し指導することも必要である。

(3)児童・生徒の毎日の生活は、学校、家庭、施設及び地域社会に広がっており、それぞれの場において、様々な道徳教育上の影響を受けていることを十分考慮して指導を行う。

2 病弱学級

- (1)指導計画の作成に当たっては、児童・生徒の障害の状態、生活経験等を考慮して、特に必要な内容項目を重点的に取り上げ、児童・生徒が病弱等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服して、強く生きようとする健全な人生観を育成する。
- (2)指導計画の作成に当たっては、他領域との関連を密接に図り、生活の様々な場面で、可能な限り豊かな体験を積み重ねて道徳的心情を培い、広い視野に立った道徳的判断や行動ができるようにする。
- (3)授業時数の制約や社会経験の不足、病弱に起因する精神的不安定などの条件を考慮して、重点的に指導内容を整理して扱う。その観点としては、「児童・生徒の健康状態の改善等に関わるものであること」「病弱の状態にありながらも、自己の内面を強化し、強く生きようとする健全な人生観を導き出すものであること」「好ましい人間関係を育てることによって、社会性を高めることにも役立つものであること」等が挙げられる。
- (4)指導のねらいを効果的に達成させるため、話し合い、教師の説話、読み物の利用、視聴覚教材の利用、役割演技等の方法を適宜取り入れ、指導を工夫する。この場合、広い範囲から集めた資料を準備し、指導の効果が高められるようにする。
- (5)指導に当たっては、医療機関、寄宿舎及び家庭との連携を密にし、指導の効果が高められるようにする。

3 肢体不自由学級

- (1)指導計画の作成に当たっては、児童・生徒の心身の障害による心理的特性及び道徳性についての実態を把握し、特に必要と思われる内容項目を重点的に取り上げるなど

して、児童・生徒が自己の障害による困難を克服し、健全な人生観、道徳観を身に付けることができるよう配慮する。

- (2) 題材の選定とその取扱いに当たっては、児童・生徒の社会的経験が比較的乏しいことを考慮し、豊かな社会的関わりを通して、自らを自己が所属する集団や一般の社会との関わりの中で捉えることができるよう配慮する。
- (3) 多様な学習場面において道徳的実践力を育成するとともに、それらの経験を統合して、より広い視野に立った道徳的判断や実践ができるよう、各教科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間、その他の教育活動等との関連を密接に図るよう配慮する。
- (4) 道徳の時間の指導に関する評価に当たっては、児童・生徒の障害や環境に基づく心理的不適応の問題を考慮して、道徳性の諸様相の変化や指導過程・指導方法に関する評価を適切に行い、次の時間の指導の改善に生かすよう努める。
- (5) 指導に当たっては、①読み物、視聴覚教材等を積極的に取り入れ、②単にそれらの提示のみに終わらせることなく、③話し合いの説話や自己の内面を表現する場の工夫などに努める。
- (6) 家庭や施設、医療機関等との共通理解の下に、相互の密接な連携を図り、内面に根ざした道徳性の育成を一層図るようにする。

4 自閉症・情緒障害学級

- (1) 指導計画の作成に当たっては、児童・生徒の障害の状態、生活経験等を考慮して、特に必要な内容項目を重点的に取り上げ、児童・生徒が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服して、強く生きようとする健全な人生観を育成する。
- (2) 指導計画の作成に当たっては、自立活動や社会性の学習などの他領域との関連を密接に図り、生活の様々な場面で、可能な限り豊かな体験を積み重ねて道徳的心情を培い、広い視野に立った道徳的判断や行動ができるようにする。
- (3) 指導のねらいを効果的に達成させるため、視聴覚教材の利用、役割演技の観察等の方法を適宜取り入れ、指導を工夫する。
- (4) 指導に当たっては、指導内容を学校や学級の目標として望ましい行動を視覚的に提示して理解させ、即時評価を取り入れながら決まり等を守ろうとする態度を育むことが有効である。また、全ての教育活動を通して「約束や決まりを守ることができた。」「みんなのために役に立つことができた。」などという成功体験を積み重ね、道徳的実践力を身に付けさせることが大切である。
- (5) 家庭や施設、医療機関等との共通理解の下に、相互の密接な連携を図り、障害の特性に応じた指導を取り入れながら道徳性の育成を一層図るようにする。

第5章 外国語活動

小学校における外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第4章に示すものに準ずる。

○小学校学習指導要領 第4章

第1 目標

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

第2 内容

〔第5学年及び第6学年〕

- 1 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、次の事項について指導する。
 - (1)外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。
 - (2)積極的に外国語を聞いたり、話したりすること。
 - (3)言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。
- 2 日本と外国語の言語や文化について、体験的に理解を深めることができるよう、次の事項について指導する。
 - (1)外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。
 - (2)日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと。
 - (3)異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。

第5章 外国語活動

第1節 指導内容の精選などによる配慮事項

個々の児童の障害の状態や興味・関心等を考慮して、適切な指導内容の精選に努めたり、重点の置き方等を工夫したりすることが最も重視すべき点である。体験的な活動を多く取り入れ、英語の歌やチャンツやゲームをすることを通して、英語特有のリズムやイントネーションを体得することにより児童が日本語を英語との音声面等の違いに気付くことになる。

第2節 自立活動の指導との関連

外国語活動の目標の一つは、児童が外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるようになることであるが、児童においては、それぞれ障害を有していることから、外国語を用いたコミュニケーションにおいても、様々な困難が生じる場合がある。そこで、障害

による学習上又は生活上の困難の改善・克服に関わる指導を行う自立活動との関連を図った指導が重要になる。

具体的な指導例としては、発音・発語指導や聴覚的な認知に関わる指導、文字の視覚的な認知に関する指導などが挙げられるが、これらの指導との関連を図りながら、外国語活動の指導に取り組むことが大切である。

第3節 指導計画作成の留意点

- (1) 外国語活動においては、英語を取り扱うことを原則とする。
- (2) 指導内容や活動については、児童の興味・関心にあったものとし、国語、音楽、図画工作、などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにする。
- (3) 授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど指導体制の充実を図ること。
- (4) 音声を取り扱う場合には、CD、DVDなどの視聴覚教材を積極的に活用すること。使用する際には、それらを使う目的を明確にし、児童や学校及び地域の実態に応じたものを選択することが大切である。
- (5) 外国語活動の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導内容及び時期等に配慮し、両者が相互に高め合うようにすることが大切である。
- (6) 外国語活動においては、音声面を中心とし、アルファベットなどの文字や単語の取扱いについては、児童の学習負担に十分に配慮をした上で、音声によるコミュニケーションを補助するものとして用いる点に留意する必要がある。

第6章 総合的な学習の時間

特別支援学級は、小学校や中学校に設置された学級であることなどから、総合的な学習の時間において同様に設けることが適切である。

小学校又は中学校における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれの小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

○小学校学習指導要領 第5章 総合的な学習の時間

第1 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

○中学校学習指導要領 第4章 総合的な学習の時間

第1 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第5章

- 1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

第1節 授業時数

小学校3年生以上では70時間、中学校1年生では50時間、2、3年生では70時間を標準と示されている。特別支援学級ではそれを踏まえ、また、各学校の全体計画及び年間計画、学級の実態を踏まえ、年間授業時数を適切に定める。

第2節 特別支援学級での展開の形態

学習活動の構想に当たっては、学校全体の「総合的な学習の時間」の内容と十分に調整

を図り、何をどう展開するかを考えることが大切である。次の展開の形態がある。

- (1) 特別支援学級独自に時間を設定
- (2) 通常の学級との交流及び共同学習
- (3) 学校全体や学年の内容に対応して共に行う活動
- (4) 地域の特別支援学級と合同で行う活動

等が考えられる。

第3節 障害の特性に応じた配慮事項

- (1) 特別支援学級に在籍する児童・生徒の障害の種類や程度、発達の段階や特性等は多様であることから、一人一人の児童・生徒の実態に応じ、補助用具や補助手段、コンピュータ等の情報機器を適切に活用する。
- (2) 体験活動としては、例えば、自然にかかわる体験活動、ボランティア活動など社会と関わる体験活動、ものづくりや生産、文化や芸術に関わる体験活動、交流及び共同学習などが考えられるが、これらの体験活動を展開するに当たっては、児童・生徒をはじめ教職員や外部の協力などの安全確保、健康や衛生等の管理に十分配慮する。

第4節 生活単元学習との関連

生活単元学習は、児童・生徒が生活上の課題処理や問題解決のための一連の目的活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際・総合的に学習するものである。そのため、生活単元学習の学習活動は、児童・生徒の生活的な目標や課題に沿って組織されることが求められる。

これに対して、総合的な学習の時間は、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童・生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて学校・学級の実態に応じた学習活動を行うものである。

生活単元学習は、あくまで「各教科等を合わせた指導」の形態であり、安易に「総合的な学習の時間」に置き換えることは避けなければならない。